

# 官報

号外 昭和二十二年十月十六日

## ○第一回 衆議院會議錄第四十六号

昭和二十二年十月十五日(水曜日)

午後二時三十分開議

議事日程 第四十五号

昭和二十二年十月十五日(水曜日)

午後一時開議

第一 昭和二十二年一般会計予算  
補正(第四号)

第二 昭和二十二年特別会計予算  
補正(特第一号)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

刑法の一部を改正する法律

一、昨十四日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意しないことを議決した旨並びに同案に對して出席議員の三分の二以上の多数をもつて、さきに本院において可決した通り、再び可決した旨参議院に通知した。

刑法の一部を改正する法律案  
一、去る十日文化委員長から提出した

官報号外 昭和二十二年十月十六日

衆議院會議錄第四十六号 議長の報告

左の國政調査承認要求書に對し、議長は、去る十三日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 國宝、重要美術品に關する事項

二、調査の目的 國宝、重要美術品等の保全並びにその処置

三、調査の方法 關係方面より意見聴取、資料蒐集等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十二年十月十日

文化委員長 福田 繁芳

衆議院議長松岡駒吉

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

今般來朝せられました英國下院議員團の一行が、ただいま傍聴席に見えられました。ここに一行の方々を御紹介いたします。

労働党議員ゴードン・ラング君。

〔拍手〕

労働党議員ジョン・ベイトン君。

〔拍手〕

労働党議員ハーヴェイ・ローズ君。

〔拍手〕

保守党議員ウィリアム・テイーリン君。

〔拍手〕

保守党議員スタンレー・プレスコット君。

〔拍手〕

私は諸君とともに、御一行に心から歓迎の意を表します。(拍手)

第一 昭和二十二年一般会計予算  
補正(第四号)

第二 昭和二十二年特別会計予算  
補正(特第一号)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、昭和二十二年一般会計予算補正(第四号)。

日程第二、昭和二十二年特別会計予算補正(特第一号)、右両案は同一の委員

員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員会理事稻村順三君。

昭和二十二年一般会計予算補正(第四号)に關する報告書  
昭和二十二年特別会計予算補正(特第一号)に關する報告書  
〔都合により第五十二号の末尾に掲載〕

〔稻村順三君登壇〕  
○稻村順三君 ただいま議題となりました昭和二十二年一般会計予算補正(第四号)及び昭和二十二年特別会計予算補正(特第一号)について、その内容及び予算委員会における審議の経過並びに結果をここに御報告いたします。

政府はさきに、最近の政府職員的生活の状況に鑑み、政府職員に對し、給与の千六百円水準と千八百円水準との差額合計一人当り総平均六百円を、給与月額額の二割ない至十二割の地域別較差をつけて支給することとし、これに關する法律案を本院に提出しました。が、これに伴つて給與關係の予算を切り離して提出されたものが、この昭和二十二年一般会計予算補正(第四号)及び特別会計予算補正(特第一号)であります。

右によれば、政府職員に對する一時手当支給に要する経費の増額は、一般会計において三億五千七百八十二万円、特別会計において七億三千二百八十八万七千円、合計して十億九千九百九十九万七千円あります。この一般会計歳出予算追加総額の財源は、いかにして調達されたかを見ますと、次のようになつてゐるのであります。第一に今年七月の價格改訂に伴り財務所収入の増額、第二に、官有物拂下代金、第三に、田陸海軍陸兵等の未整理分の受入見込額、第四に、宝くじ等の発行増加による國庫納付金の増加見込額、第五に、昭和二十年度剰余金の受入であります。

次に、特別会計予算補正の経費は、各會計を通算して七億七千六百三十三万七千円に達します。このうち、既定予算の予備費を減額修正してその財源に充当する額は、四千三百二十五万円であり、特第一号の歳出増加額は、七億三千二百八十八万七千円となるのであります。しかして、各特別会計の支出の財源として、いかなる収入が充當されましたかといへば、第一に國有鐵道事業特別会計においては、料金改正に

特種鉄道、自動車及び船舶等の収入増加であります。通信事業特別会計においては、料金改訂に伴う切手、郵便、電信、爲替貯金収入等の増加見込みと雑収入増加見込みとであります。第二に、國鉄と通信兩特別会計の財源の一部は、公債金収入によることとしてあります。さらに第三に、所屬特別会計

の支給額の算定方法は、法施行の際現に受ける俸給または給料、暫定加給、暫定加給臨時増給及び臨時家族手当の合計額に対し、二割ないし十二割の限度内で、超特種、特種、甲、乙、丙の地域別差によつてなさんとするものであります。

かかる地域別支給率の差異に關しましては、まず今般の一時手当は危機突破のための臨時手当なりや、または薪物價体系をもつて基準とした給與なりやとの質疑がありました。これに對し政府當局より、薪物價体系に基くものであるとの答弁がありました。さらに危機突破のための臨時手当でなく、薪物價体系に基いたものであるとすれば、今まで甲、乙、丙の三段階にわけていたものを、超特種、特種、甲地、乙地、丙地の五段階に區別し、その割合が最高十二割、最低二割として、その差があまり大き過ぎはしないかとの質疑に對し、今回の案は、最近における各地の生計費の実情を檢討したところ、本年にはいつて地域的差異が増大した結果、従来の幅を拡げることが、この機会において適當な施策であると考えたとの答弁がありました。平均六百円であるのに、丙地では二百六十二円、乙地では三百九十三円

しかもらえないのは不公平であるから、政府は支給率について調整する意思がないかとの質疑に對して、政府側は、二割ないし十二割の限度内で極力御趣旨に副うようにその筋とも協議しているから、実現できるものと思うとの回答がありました。

次に、以上の一時手当の支給に關連して、千八百円ベースの問題及びこれと薪物價体系との關係の問題、ひいては物價と賃金の問題について、いろいろな角度から委員と政府側との間に熱心な質疑應答が繰返されました。官公労組と政府との交渉の経過について、現在いかなる状態になつていかとの委員の質疑に對し、政府は、現在官公廳職員待遇改善準備協議会及び地方労働委員会並びに中労委に提訴しており、特に地方労働委員会に提訴されたもののうち、数縣にわたるものは、中労委が引受けている。中労委では、労働關係調整法の法規に従つて、労資及び中立の各調停委員を指名し、双方の意見を聴いて、種々論議が行われている状態である旨の答弁がありました。さらに官公労組と政府との交渉の見通しにつきましては、労働委員会の自

主性を尊重して政府の方では、これを早くしようと欲するところとは少しも考えていない旨の答弁がありました。さらに進んで中労委の裁定を政府は尊重するかどうかの質疑に對しましては、中労委の裁定に労働者側が應じた場合、政府はこれに服する考えであるが、ただ明言できぬ点は、この裁定が千八百円ベースを崩す危険があり、これを崩さねば應ずることのできぬ場合は、一應協議に諮つた上でなければ政府の態度を決定することができない。さらにこれが予算を超過する支出を予想される場合は、当然關係方面の承認を得て、國會の議決を経ることになるだろうと考えているとの政府側の答弁でありました。

さらに政府は、中労委の裁定に對してあくまでも千八百円ベースを守り考へたりや、はたまた労働者の生活窮乏の具體的実情に應じて、労働者側の要求を容れるという態度で進む方針なりやとの問いに對しましては、少くとも今日は國全体の立場に立つて、物價・賃金の惡循環を断ち切るという緊急経済対策の大方針に従つて、千八百円ベースは堅持する方針である旨の答弁がありました。また片山總理より

は特に、かりに中労委の裁定が千八百円水準を超えたものになれば、政府としても他の條件を參照して情勢に應じ、殊に薪物價体系を考へて、政府の責任でこれを決定する。その場合、予算の改訂が必要となれば、もちろん政府の責任でこれを決定し、その審議は國會において自由になされるものである。また中労委に臨む態度は、千八百円水準と薪物價体系とをどこまでも守り、賃金・物價の惡循環を断ち切る誠意を披瀝するが、その結果千八百円水準を超えた場合は、もちろん重要な問題であるから、あらためて審議する旨の言明がありました。

次に問題となりましたのは、十一月黒字説と米價の決定に關するものでありまして、十一月黒字説につきましては、十一月に生計費が黒字になるといふのは一つの理論であつて、實際と理論とは必ずしも一致しない。實際的にはいろいろ困難な條件があつて、はたして黒字になるかどうかは疑問であるが、それだから千八百円水準が維持できなくなつたとは考へない。現在でもあくまで維持する考えで努力している旨が述べられ、また千八百円基準は、部分的に、たとえば生鮮食料品な

る支給額の算定方法は、法施行の際現に受ける俸給または給料、暫定加給、暫定加給臨時増給及び臨時家族手当の合計額に対し、二割ないし十二割の限度内で、超特種、特種、甲、乙、丙の地域別差によつてなさんとするものであります。

薪物價体系をもつて基準とした給與なりやとの質疑がありました。これに對し政府當局より、薪物價体系に基くものであるとの答弁がありました。さらに危機突破のための臨時手当でなく、薪物價体系に基いたものであるとすれば、今まで甲、乙、丙の三段階にわけていたものを、超特種、特種、甲地、乙地、丙地の五段階に區別し、その割合が最高十二割、最低二割として、その差があまり大き過ぎはしないかとの質疑に對し、今回の案は、最近における各地の生計費の実情を檢討したところ、本年にはいつて地域的差異が増大した結果、従来の幅を拡げることが、この機会において適當な施策であると考えたとの答弁がありました。平均六百円であるのに、丙地では二百六十二円、乙地では三百九十三円

しかもらえないのは不公平であるから、政府は支給率について調整する意思がないかとの質疑に對して、政府側は、二割ないし十二割の限度内で極力御趣旨に副うようにその筋とも協議しているから、実現できるものと思うとの回答がありました。

次に、以上の一時手当の支給に關連して、千八百円ベースの問題及びこれと薪物價体系との關係の問題、ひいては物價と賃金の問題について、いろいろな角度から委員と政府側との間に熱心な質疑應答が繰返されました。官公労組と政府との交渉の経過について、現在いかなる状態になつていかとの委員の質疑に對し、政府は、現在官公廳職員待遇改善準備協議会及び地方労働委員会並びに中労委に提訴しており、特に地方労働委員会に提訴されたもののうち、数縣にわたるものは、中労委が引受けている。中労委では、労働關係調整法の法規に従つて、労資及び中立の各調停委員を指名し、双方の意見を聴いて、種々論議が行われている状態である旨の答弁がありました。さらに官公労組と政府との交渉の見通しにつきましては、労働委員会の自

主性を尊重して政府の方では、これを早くしようと欲するところとは少しも考えていない旨の答弁がありました。さらに進んで中労委の裁定を政府は尊重するかどうかの質疑に對しましては、中労委の裁定に労働者側が應じた場合、政府はこれに服する考えであるが、ただ明言できぬ点は、この裁定が千八百円ベースを崩す危険があり、これを崩さねば應ずることのできぬ場合は、一應協議に諮つた上でなければ政府の態度を決定することができない。さらにこれが予算を超過する支出を予想される場合は、当然關係方面の承認を得て、國會の議決を経ることになるだろうと考えているとの政府側の答弁でありました。

さらに政府は、中労委の裁定に對してあくまでも千八百円ベースを守り考へたりや、はたまた労働者の生活窮乏の具體的実情に應じて、労働者側の要求を容れるという態度で進む方針なりやとの問いに對しましては、少くとも今日は國全体の立場に立つて、物價・賃金の惡循環を断ち切るという緊急経済対策の大方針に従つて、千八百円ベースは堅持する方針である旨の答弁がありました。また片山總理より

は特に、かりに中労委の裁定が千八百円水準を超えたものになれば、政府としても他の條件を參照して情勢に應じ、殊に薪物價体系を考へて、政府の責任でこれを決定する。その場合、予算の改訂が必要となれば、もちろん政府の責任でこれを決定し、その審議は國會において自由になされるものである。また中労委に臨む態度は、千八百円水準と薪物價体系とをどこまでも守り、賃金・物價の惡循環を断ち切る誠意を披瀝するが、その結果千八百円水準を超えた場合は、もちろん重要な問題であるから、あらためて審議する旨の言明がありました。

次に問題となりましたのは、十一月黒字説と米價の決定に關するものでありまして、十一月黒字説につきましては、十一月に生計費が黒字になるといふのは一つの理論であつて、實際と理論とは必ずしも一致しない。實際的にはいろいろ困難な條件があつて、はたして黒字になるかどうかは疑問であるが、それだから千八百円水準が維持できなくなつたとは考へない。現在でもあくまで維持する考えで努力している旨が述べられ、また千八百円基準は、部分的に、たとえば生鮮食料品な

る支給額の算定方法は、法施行の際現に受ける俸給または給料、暫定加給、暫定加給臨時増給及び臨時家族手当の合計額に対し、二割ないし十二割の限度内で、超特種、特種、甲、乙、丙の地域別差によつてなさんとするものであります。

薪物價体系をもつて基準とした給與なりやとの質疑がありました。これに對し政府當局より、薪物價体系に基くものであるとの答弁がありました。さらに危機突破のための臨時手当でなく、薪物價体系に基いたものであるとすれば、今まで甲、乙、丙の三段階にわけていたものを、超特種、特種、甲地、乙地、丙地の五段階に區別し、その割合が最高十二割、最低二割として、その差があまり大き過ぎはしないかとの質疑に對し、今回の案は、最近における各地の生計費の実情を檢討したところ、本年にはいつて地域的差異が増大した結果、従来の幅を拡げることが、この機会において適當な施策であると考えたとの答弁がありました。平均六百円であるのに、丙地では二百六十二円、乙地では三百九十三円

しかもらえないのは不公平であるから、政府は支給率について調整する意思がないかとの質疑に對して、政府側は、二割ないし十二割の限度内で極力御趣旨に副うようにその筋とも協議しているから、実現できるものと思うとの回答がありました。

次に、以上の一時手当の支給に關連して、千八百円ベースの問題及びこれと薪物價体系との關係の問題、ひいては物價と賃金の問題について、いろいろな角度から委員と政府側との間に熱心な質疑應答が繰返されました。官公労組と政府との交渉の経過について、現在いかなる状態になつていかとの委員の質疑に對し、政府は、現在官公廳職員待遇改善準備協議会及び地方労働委員会並びに中労委に提訴しており、特に地方労働委員会に提訴されたもののうち、数縣にわたるものは、中労委が引受けている。中労委では、労働關係調整法の法規に従つて、労資及び中立の各調停委員を指名し、双方の意見を聴いて、種々論議が行われている状態である旨の答弁がありました。さらに官公労組と政府との交渉の見通しにつきましては、労働委員会の自

主性を尊重して政府の方では、これを早くしようと欲するところとは少しも考えていない旨の答弁がありました。さらに進んで中労委の裁定を政府は尊重するかどうかの質疑に對しましては、中労委の裁定に労働者側が應じた場合、政府はこれに服する考えであるが、ただ明言できぬ点は、この裁定が千八百円ベースを崩す危険があり、これを崩さねば應ずることのできぬ場合は、一應協議に諮つた上でなければ政府の態度を決定することができない。さらにこれが予算を超過する支出を予想される場合は、当然關係方面の承認を得て、國會の議決を経ることになるだろうと考えているとの政府側の答弁でありました。

さらに政府は、中労委の裁定に對してあくまでも千八百円ベースを守り考へたりや、はたまた労働者の生活窮乏の具體的実情に應じて、労働者側の要求を容れるという態度で進む方針なりやとの問いに對しましては、少くとも今日は國全体の立場に立つて、物價・賃金の惡循環を断ち切るという緊急経済対策の大方針に従つて、千八百円ベースは堅持する方針である旨の答弁がありました。また片山總理より

は特に、かりに中労委の裁定が千八百円水準を超えたものになれば、政府としても他の條件を參照して情勢に應じ、殊に薪物價体系を考へて、政府の責任でこれを決定する。その場合、予算の改訂が必要となれば、もちろん政府の責任でこれを決定し、その審議は國會において自由になされるものである。また中労委に臨む態度は、千八百円水準と薪物價体系とをどこまでも守り、賃金・物價の惡循環を断ち切る誠意を披瀝するが、その結果千八百円水準を超えた場合は、もちろん重要な問題であるから、あらためて審議する旨の言明がありました。

次に問題となりましたのは、十一月黒字説と米價の決定に關するものでありまして、十一月黒字説につきましては、十一月に生計費が黒字になるといふのは一つの理論であつて、實際と理論とは必ずしも一致しない。實際的にはいろいろ困難な條件があつて、はたして黒字になるかどうかは疑問であるが、それだから千八百円水準が維持できなくなつたとは考へない。現在でもあくまで維持する考えで努力している旨が述べられ、また千八百円基準は、部分的に、たとえば生鮮食料品な

どは、配給が計画通りに行かなかつたので予想以上の赤字となつてゐるが、全体としての生計費指数が下つてゐるので、千八百円の基準がまったく崩れてゐると断定するのはまだ早いと述べました。

次に、米價の問題に關しましては、三千五十万石という供出割當の決定で、米價は早急に決定しなければならぬが、生産者たる農民の立場からだけ決定するわけには行かず、消費者の立場も考慮して、物價体系を崩さない範圍で決定するとの政府當局の答弁があり、また米價はあらゆる面に重大なる影響があり、慎重に審議した上これを決定したい旨が述べられました。

さらに進んで、千八百円ベース堅持に伴う政府の具体策につきましては、政府當局は、インフレ増大の危機に直面しては、千八百円ベースを變更しても何の役にも立たぬ、流通秩序の確立の方面から打開したい旨が述べられ、また物の真つげによる実質賃金の確保という方針で進みたい旨の答弁がありましたので、委員より実質賃金を充実に上において、勤勞所得税の免税点の引上げ及び扶養家族の控除額の引上げを考へてゐるかの質疑に對しまして、勤勞者に対する課税上の重

い点は、どうかして軽くしようと考えてゐる、勤勞所得税の免税点の引上げは、國庫の收支に影響があるから、ただちに実施することはむずかしいが、扶養家族の控除額の引上げは、千六百円より千八百円への引上げにつれて、それに應ずるよう考慮してゐる旨の答弁がありました。

次に、生鮮魚介、野菜類について、東京都においてはマル公の三倍ないし四倍の價格で、業者が協定價格と稱して販賣してゐるが、これは協定價格違反か、それとも東京都においては協定價格といふものを認めてゐるのかといふ質問に對して、政府側は、協定價格は認めてゐない、それは協定價格違反であるとの答弁がありました。それでは、政府は一方では千八百円水準維持を主張しながら、これを崩すような協定價格が、白晝公然と協定價格に違反して行われてゐるのをなぜ取締らないのか、また料理店の閉鎖を命令したにもかからず、裏口営業が盛んに行われ、は禁制品が街頭で賣買されてゐるのを何ゆゑに取締らないのか、これらを徹底的に取締らなくては、千八百円水準の維持も、新物價体系の堅持もむずかしいではないかとの重ねての質疑がありました。これに對して政府側で

は、そのための委員会をつくり、關係各省より報告を蒐集して結論を得たので、実行官廳にはつきりした意思表示をし、勧告するつもりであるとの答弁がありました。

以上が、質疑應答のごとく概略であります。千八百円ベースに對する徹底的な究明は追加予算提出の折に議ることとし、一昨十三日午後、討論採決にはいつた次第であります。その際委員より討論省略の動議が提出され、採決の結果、次に述べます社会党、民主、自由党、國民協同党及び第一議員俱樂部の各党共同提案の附帶決議を附して、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

最後に、社会党、民主、自由党、國民協同党及び第一議員俱樂部の各党共同提案の附帶決議を朗読いたします。

#### 附帶決議

一、昭和二十二年一般會計予算補正(第四号)及び特別會計予算補正(特第一号)の支給率に關しては、地域別支給率の較差の甚しき点に鑑み、官公職員待遇改善委員會準備委員會と協議の上、適切な措置を講ずべきこと。

二、國家公務員給與法案の起草に際

しては、給與体系の整備及び確立を期し、地域差については適切な考慮をなすこと。

三、地方財政の窮乏化に鑑み、地方財政費の支出を迅速、確實に実行し、地方職員の給與の支給に支障なき様政府において万般の措置を講ずること。

以上、簡単に御報告いたします。

#### (拍手)

○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

#### (総員起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立議員。よつて、両案とも委員長報告の通り全会一致可決いたしました。

政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案(内閣提出)

○叶凸君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 叶凸君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。財政及び金融委員長北村徳太郎君。

政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案

政府は、この法律施行の際現在に在職する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員で大蔵大臣の定めたる者に對し、その者の受ける給與の月額二割乃至十二割に相當する金額を一時手当として支給する。但し、總平均一人當六百円を超えてはならない。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與、支給割合及び同項の一時手当の支給の手續に關し必要な事項は、大蔵大臣がこれを定める。

#### 附則

この法律施行の期日は、その成立の日から五日を超えない期間内

いて、政令で、これを定める。

政府職員に対する一時手当の支給に  
関する法律案(内閣提出)に關する報  
告書

(都合により第四十八号の末尾に  
掲載)

〔北村徳太郎君發壇〕

○北村徳太郎君 ただいま議題となり  
ました政府職員に対する一時手当の支  
給に關する法律案につきまして、委員  
会の審査の経過並びに結果を手短かに  
御報告申し上げたいと存じます。

本案は、去る九月三十日本委員会に  
付託されたものでありまして、十月二  
日政府委員より、本案は、最近の政府  
職員の生計の状況に鑑みまして、應急  
的措置として、全職員に対し一人あた  
り總平均六百円をこの際支給しようと  
するものであつて、その方法は、最近の  
生計費の狀態が地域により大きな差が  
ある点を考慮して、現在の俸給暫定加  
給、暫定加給臨時増給及び臨時家族手  
当の合計額を基本といたしまして、その  
勤務地に應じて十二割ないし二割の範  
囲内において、率に差をつけて支給する  
こととしたのであり、このために必要な  
る予算額は、概算いたしまして一般會計  
三億八千五百万円、特別會計七億三千

七百万円、合計十一億二千二百万円  
ありまして、この金額は今回の補正予  
算に計上されてゐるのでございます。

これは先刻予算委員長から御報告があ  
つた通りであります。このほかに、地  
方負担により地方職員に支給せられる  
ところの金額が、約四億四千六百万円  
ございまして、この分も含めまして、

十五億六千八百万円というものが  
が、今回の措置により官公職員に給せ  
らるべき總額となるのであります。な  
お、この法律による給與金額の計算の  
基礎は、従来の千六百円給與水準と千

八百円水準との差額の二百円の七、  
八、九、三箇月分、すなわち六百円と  
いうところから出ておるのであります

が、今回の法律案自体としては、あく  
までも最近の生計費に應ずるための應  
急措置であつて、千八百円水準そのも  
のとただちに關係するものではないと

の提案理由の説明がございました。

そこで、ただちに審議に入りました  
ところ、支給率の地域別による差額、  
すなわち政府の説明によるところの十

二割ないし二割というその差額の開き  
が、あまりに大き過ぎるといふ委員の  
意見が多数でございまして、従つて慎

重を期するために、この支給率に關し  
て証言を求めることにいたしました。

去る七日、國鉄労働組合連合会官吏待  
遇改善委員の大西要君、労働省労働基  
準局給與課長の金子美雄君、全國公共  
職員労働組合連合会官吏待遇改善委員  
の宗島昭房君より、それぞれ、忌憚なき  
意見を聴取いたしました。

まず金子君は、生活費及び賃金に關  
するきわめて詳細なる各種の基礎資料  
をあげて、千八百円の業種別平均賃金  
の地方に対する標準賃金を説明され、

その率から考へて、今回の手当の比率  
は大體當を得たものと考へるし、また  
本件は官待小委員会總會においては、

政府側と組合側との覺悟によつて、今  
回の手当の支給率については政府に無  
條件で一任した形であるが、組合側で

も、政府の内容、すなわち具體的な  
地域差を全然知らないわけではないの  
で、これを決定するにあつても、大

體組合側では政府の意圖するところを  
推察していたように聞いており、一應  
團體交渉の形としては今日まで円満に

進んできたものと考えておるといふ証  
言がございました。

次に大西君より 九月十九日の官待  
總會において交換した覺書第三項に  
は、千八百円水準に対して組合側は不

満であるが、当面の生活費の不足を幾  
分でも補うため、七月ないし九月の三  
箇月分について、千八百円水準による  
増額分を政府の責任において支拂うこ

とに対し、組合は異議を有するもので  
はない、但し、この措置は將來の新基  
本給の決定については何ら拘束するも

のではないという附帯條件がついてい  
るが、二十七日の總會において、十二  
割ないし二割という地域別給與配分に

ついてその内容が示されたときには、  
一部反対意見も出たが、もと／＼その  
出発から組合側はこれに關知せず、ど

こまでも政府の一方の責任においてこ  
れを受取るという根本趣旨に従うこと  
となつておるので、總會は暗黙のうち

に了承したという形で終つたとの証言  
があつたのでございます。

続いて宗島君は、大體大西君と同様  
の内容のことを申し述べられました  
が、一部日教組において反対があつた

と証言されたのであります。

そこで本委員会は、この問題を重視  
いたしまして、審議を一層慎重に進む  
ために、翌八日、特に日教組より

証人として日本教員組合中央執行委員  
の今村彰君に証人として出頭を求め、  
その意見を聴取したのであります。ま

たが、反対のおもなる理由は、今回の  
措置は千八百円水準による増額でなく

て、生活補給品を加味したところの地  
域給で、覺書第三項にもとること、第  
二に、覺書にある千八百円水準とは、

政府の物動計画の一環として決定した  
暫定業種別平均賃金のはずであるが、  
安本長官は、すべての新公定價格をこ

の標準で押え、そのわく内で全労働者  
の最低生活を要求されておるが、そう  
なれば當然今回の支給は、千六百円水

準から千八百円水準のはね上り分二百  
円三箇月分の合計六百円の支給となる  
べきであるというにあり、日教組全体

としては、決議をいたして政府案には  
反対であるが、これに対しては意思表  
示をしない、また國會から喚問された

場合には、どういふふうに決定されて  
も異議を有するものではないというこ  
とになつてゐるといふ証言がございま

した。

そこで本委員会は、証言をこの程度で  
打ち切りまして、質問を継続いたしたの  
であります。現在までの一部組合側

の反対意見には、政府側の提示する比  
率の統計的根拠を覆すに足る具體的  
根拠が提出されてない。従つて委員

側を納得せしむるに足りません。また政  
府案は、現在入手し得る最も詳細なる統  
計資料に基いておるので、大體やむを

得ないものではないかとの意向が多かつたのであります。

かくて本日討論にはいつたのでありますが、自由党の苦米地委員より、政府の苦心は了承するが、しかし、このままの比率でいいとは考えられないし、労組側の要望に基きこの問題をさらに検討するとしても種々問題があり、しかも地方の状況を見るに、数箇月も給與を貰っていない所もあるという差迫つた現状であるので、これに對して附帶決議をいたしたいとの提議がありました。大い、原案並びに附帶決議につき採決に入り、議員一致、これを可決いたしました。

〔議長退席、副議長府席〕  
附帶決議を即断いたしました。

#### 附帶決議

一、地域別支給金の較差の甚しき点に鑑み、官公職員待遇改善委員会準備委員会等と協議の上、適切な措置を講ずべきこと。

二、國家公務員給與法案の起草に際しては、給與体系の整備及び確立を期し地域差については適切な考慮をなすこと。

三、地方財政の窮乏化に鑑み、地方財政費の支出を敏速、確實に実行し、地方職員の給與支給に支障な

きよう政府において万般の措置を講ずること。

以上の通りでございます。右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬壽君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬壽君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

國家賠償法案(内閣提出、參議院回付)

○叶凸君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、國家賠償法案の參議院回付案を議題とし、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬壽君) 叶君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬壽君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

國家賠償法案の參議院回付案を議題といたします。

#### 國家賠償法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國會法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十二年九月二十日

參議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡駒吉

第三條 前二條の規定によつて國又は公共團體が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選

任若しくは監督又は公の營業物の設置若しくは管理に當る者と公務員の俸給、給與その他の費用又は公の營業物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者が、その損害を賠償する責に任ずる。

前項の場合において、損害を賠償した者は、内閣府若しくはその損害を賠償する責任ある者に對して求償権を有する。

○副議長(田中萬壽君) 本案の參議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬壽君) 御異議なしと認めます。よつて參議院の修正に同意するに決しました。

#### 水害地対策特別委員長の中間報告

○叶凸君 この際水害地対策特別委員長の中間報告を求むるの緊急動議を提出いたします。

○副議長(田中萬壽君) 叶君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬壽君) 御異議なしと認めます。よつて水害地対策特別委員会における調査の中間報告を求めます。委員長本間俊一君。

〔本間俊一君登壇〕

○本間俊一君 去る八月十五日に成立いたしました本水害地対策特別委員会は、東北、北海道、和歌山等の地方を主とする水害対策の樹立促進に努めておつたのでありますが、御承知のごとくカスリン台風は、関東・東北を中心として、愛知以東の地域に未曾有の暴威をたくましくいたしましたのであります。この新たに発生いたしました廣大な被害に對應いたしましたして、本委員会を去る三日に改組いたし、目下全國の被害地に対する対策の促進にあたつておるのであります。水害地の対策は、御承知のごとく緊急対策と恒久対策とに二分せられるのでありますが、本委

会におきましては、緊急対策に主眼をおき、その対策の樹立と促進を期しておる次第であります。本日まで委員会を開くこと九回に及びましたが、現在までの経過について中間の御報告をいたします。

まず被害の概況を申し上げますと、道路、橋梁、河川、海岸、砂防等の復旧に要します土木工事は總額八十二億余万円に上り、農耕地及び耕作に必要なる公共施設の復旧に要する費用は六十三億余万円でありまして、土木並びに農耕地復旧に要します費用のみを合計いたしましたとしても、実に百四十億余万円の多きに上るのであります。去る九月の水害において不幸にも死亡せられた人々の数は、行方不明を合計いたしますと千六百四十三名に達し、負傷者は実に六千二百余名の多きを数るのであります。その被害のいかに甚大でありましたかは、この一事をもつていたしましたも容易に想像せられるのであります。すでに満一箇月を過ぎましたが、未だに水が引かず、泥海の中に苦しんでおる人々もあるものであります。まことに御同情にたえない次第であります。

この未曾有の大被害に際して政府の施行いたしました施策の概要について

て申し上げますならば、土木費は、直轄事業に四億一千三百余万円、府縣に對する補助並に緊急の融資額は前後三回にわたり總額十億六千四百万円でありまして、これはすでに各府縣に配分されております。

農林省関係では、農耕地及び山林の復旧を主として一億二千五百余万円、さらに緊急融資として一億二千四百余万円をそれぞれ各府縣に支出いたしておりますが、農林省関係のこの費用は、九月以前の被害に對する復旧費でありまして、九月の水害に對しましては、茨城・群馬・埼玉・栃木の四縣に對して農林中金より一億七千万円の金を融資せしめ、當農資金に充てる方針で、去る十一月にそれ／＼各府縣に通過が發せられております。四たびその被害をこうむりました東北で、去る九月の水害の最もはなはだしかった宮城、岩手の兩縣に對しても、近く農林中金より當農資金の融資が行われることになつております。農耕地の復旧費も、近々のうちに總額約二億の予算が決定するはずであります。

災害救助の應急施策を主管する厚生省は、さきに本院を通過いたしました災害救助法に準じまして、同法第三十六條の規定によつて應急救助費を國庫から各府縣に補助することになつておるのであります。この補助の対象となりますものは、まず第一に一時避難所、第二に緊急炊出しに要しました費用、第三には食品の給與、第四に日用必需品の給與、第五に衣料及び助産に要する費用であり、第六には埋葬費、第七には罹災者の移送及び救助用物資の運送費、第八には救助のため使用いたしました人夫賃等、以上八項目でありまして、各府縣に對する補助額は未だ確定いたしておりませんが、約四億に上る見込みでありまして、この補助金は追加予算に計上せられるはずであります。

次に商工省所管の衣料対策であります。が、流失、倒壊及び浸水のはなはだしかったものの一部約八万户を対象といたしまして、一戸につき毛布二枚、婦人服一点、子供服一点、子供外衣二点、パンツ二点ずつを大体の基準として配給いたしておるのであります。すでに各府縣に配分した数量を申し上げますと、毛布が八万四千四百枚、タオルが二万枚、幼児服五千枚、肌着類十五万九千二百枚であります。さきの東北水害の際は、毛布四万一千二百枚、作業衣が三万六千、タオル一万本を配給いたしております。さらに、かま、

なべ、ほうちよう、石けん、マッチ、ローソク、ちり紙、しゃくし、バケツ、自転車、リヤカー、地下たび等の物資も若干配給をいたしております。主食については申し上げますと、さきの東北水害の際には、東北五縣に對して四十トンの、関東地方に對しましては三万一千三百四十三石を配給いたし、現地にもつております食糧の應急に不足を生ずるといふようなところに乾パンなどを配給いたしております。そのほか、カシ、乳製品等も若干配給した模様であります。

住宅対策についていへば、去る九月二十三日、臨時建築制限規則の第二條により、災害者をこの制限より除外することに措置いたしましたので、一般住宅で申すならば十二坪、農家及び店舗附の住宅で申すならば十五坪以内の場合においては、許可を必要としないことになつております。被災復興院として、とりあえず應急住宅六坪の家三千戸を建築いたしたいといふことで、これに要する費用九千万円と資材を安定本部に目下要求中でありまして、建築能力のある者に對しては、木材、くぎ、たたみ、ガラス、電線、セメント等を配給する方針で、群馬・茨城・栃木・埼玉の四縣に、セメント、ガタ

ス、その他の資材を第三・四半期分の中から配分しております。資材について申し上げますならば、鋼材二千五百九十四トン、セメント二万一千九百八十六トン、木材三十二万三千五百石を、とらえず復旧資材に充てることになつております。

以上は、本委員会において明らかにせられました政府の應急対策でありまして、土木及び農耕地の復旧費は、本年度の公共事業費九十五億の第四・四半期の予算を繰上げ、第三期補助として配分いたしましたのでありますが、今後のこれらの費用は、もちろん、厚生省の應急救助費も、すべて追加予算にその財源を求めなければならぬ窮狀に當面いたしているものでありまして、追加予算において、水害対策に充てられる公共事業費がいかほどの額に決定せられるかに復旧の成否がかかつているのであります。政府當局も、この激甚な災害を直視して、復旧を一日も速やかになしむるために、決断をもつて善処されんことを切望いたしまして、この中間報告を終る次第であります。(拍手)

國家公務員法案(内閣提出)  
國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案(内閣提出)

○叶凸君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、國家公務員法案及び國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案の両案を一括の審議となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 叶君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

國家公務員法案、國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長竹山祐太郎君。

- 國家公務員法案
- 第一章 總則
  - 第二章 人事院
  - 第三章 官職の基準
  - 第一節 通則
  - 第二節 職階制
  - 第三節 試験及び任免
  - 第一號 通則

第二款 試験

第三款 任用候補者名簿

第四款 任用

第五款 休職、復職、退職及び免職

第四節 給與

第一款 給與準則

第二款 給與の支拂

第五節 能率

第六節 分限、懲戒及び保障

第一款 分限

第二款 懲戒

第三款 保障

第一目 勤務條件に関する行政措置の要求

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

第三目 公務傷病に対する補償

第七節 服務

第八節 退職者に対する恩給

第四章 罰則

附則

國家公務員法

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、國家公務員(この法律で國家公務員には、國會議員を含まない。)たる職員について適用すべき各般の根本基準を

掲げて、職員が職務の遂行に當り、最大の能率を發揮し得るよう、民主的な方法で、これを選択し、且つ、指導すべきことを定め、以て國民に對し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

(一) 職及特別職

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に属する職以外の國家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員の職とする。

一 内閣總理大臣

二 國務大臣

三 内閣官房長官

四 内閣官房次長

五 法制局長官

六 各省政務次官

七 各省次官

八 各省審判官

九 建設院の長及び総務連絡中央事務局の長

十 内閣總理大臣秘書官(三人以内)及びその他の秘書官(國務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一人)

十一 任命について國會又はその兩院若しくは一院の選舉、議決又は同意によることを必要とする職員

十二 現業廳、公團その他これらに準ずるものの職員で、法律又は人事院規則で指定するもの

十三 顧問、参事、委員その他これらに準ずる職員で、法律又は人事院規則で指定するもの

十四 單純な勞務に雇用される者

十五 宮内府長官、特從長及び特從並に法律又は人事院規則で指定する宮内府のその他の職員

十六 大使及び公使

十七 裁判官並びに最高裁判所長官、官廳書記官(一人)及び裁判所調査官

十八 國會職員

この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といひ、その職を占める者を職員といふ。)に、これを適用する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定めがない限り、特別職に属する職にこれを適用しない。

第二章 人事院

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣總理大臣の所轄の下に、人事院を置く。

人事院は、左に掲げる事務を掌る。

一 職員の職務、任免、給與、恩給その他職員に関する人事行政の総合調整に関する事項

二 職員の試験に関する事項

三 その他法律に基きその権限に属せしめられた事項

(職員)

第四條 人事院に左の職員を置く。

總裁

人事官 三人

事務局長 一人

その他政令を以て定める職員

(人事官)

第五條 人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織を成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する年齢三十五年以上の者の中から兩議院の同意を経て、内閣が、これを任命する。

人事官の任命について、衆議院が同意して參議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意による。

人事官の任免は、天皇が、これを承認する。

左の各号の二に該当する者は、人事官となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

三 第三十八條第三号又は第五号に該当する者

任命の日以前一年間において、政党的役員であつた者又は任命の日以前一年間において、公選による國若しくは都道府縣の公職の候補者となつた者は、人事院規則の定めるところにより、人事官となることができない。

人事官の任命については、その中の二人が、同一政党内に属し、又は同一の大學学部若しくは高等學校における同一学科(学科の区別のない大學については同一学部)を卒業した者となることとなつてはならない。

(宣誓及び服務)

第六條 人事官は、任命後、人事院

規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

第三章第七節の規定は、人事官にこれを準用する。

### (任期)

第七條 人事官の任期は、六年とする。但し、補欠の人事官は、前任者の残任期間在任する。

人事官は、これを再任することができる。但し、引き続き十八年を超えて在任することはできない。

人事官であつた者は、退職後一年間は、人事院の官職以外の官職に、これを任命することができない。但し、人事院規則の定める場合においては、この限りでない。

### (退職及び罷免)

第八條 人事官は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一 第五條第四項各号の一に該当するに至つた場合

二 内閣総理大臣の訴追に基き、公開の彈劾手続により罷免を可とするに決定された場合

三 人事官として引き続き十八年

在任するに至つた場合

前項第二号の規定による彈劾の事由は、左に掲げるものとする。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと

二 職務上の義務に違反し、その他人事官たるに適しない非行があること

人事官の中、二人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者の中一人以外者は、内閣が両議院の同意を経て、これを罷免するものとする。但し、人事院規則の定める場合においては、内閣は、ただちに、これを罷免することができる。

前項の規定は、政党所属關係について異動のなかつた人事官の地位に、影響を及ぼすものではない。

第五條第二項の規定は、第三項の場合に、これを準用する。

第三項の場合を除く外、人事官は、その意に反して罷免されることがない。

(人事官の彈劾)

第九條 人事官の彈劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

内閣総理大臣は、人事官の彈劾

の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る人事官に送付しなければならない。

最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間に、裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴追に係る人事官に、これを通知しなければならない。

最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。

人事官の彈劾の裁判の手続は、裁判所規則でこれを定める。

裁判に要する費用は、國庫の負担とする。

(俸給)

第十條 人事官は、國務大臣の俸給に準ずる俸給を受ける。

(総裁)

第十一條 総裁は、人事官の中から、内閣総理大臣が、これを命ずる。

総裁は、院務を総理し、人事院

を代表する。

総裁に事故のあるとき、又は総裁が欠けたときは、先任の人事官が、その職務を代行する。

(人事官會議)

第十二條 人事院に人事官を以て組織する人事官會議を置く。事務総長は、幹事として人事官會議に出席する。

人事院は、左に掲げる権限を行う場合においては、人事官會議の議決を経なければならない。

一 人事院規則の制定及び改廃

二 第二十二條の規定による關係廳の長に対する勧告

三 第二十三條の規定による内閣總理大臣に対する意見の申出

四 第二十四條の規定による内閣總理大臣に対する報告

五 第二十九條の規定による職階制の立案

六 第三十六條第三十七條において準用する場合を含むの規定による選考基準の決定及び選考機關の指定

七 第四十八條の規定により試験機關の指定

八 第六十條の規定による臨時的任用及びその更新に対する承認、臨時的任用に係る職員の数、制限及びその資格要件の決定並びに臨時的任用の取消

九 第六十三條の規定による給與準則の立案

十 第六十七條の規定による給與準則の改訂案の作成

十一 第七十二條の規定による關係廳の長に対する勧告及び表彰又は矯正方法に関する立案

十二 第八十六條の規定による事案の判定

十三 第九十一條の規定による処分、判定及び内閣總理大臣に対する意見の申出

十四 第九十四條の規定による補償に関する重要事項の立案

十五 第二百二條の規定による異議の申立についての判定

十六 第二百七條の規定による恩給に関する重要事項の立案

十七 その他人事官會議の議決によりその議決を必要とされた事項

人事官の定例会議は、人事院規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回開催することを常例としなければならない。

人事官会議の議事は、すべて議事録として記録しておかなければならない。

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

人事官会議の議事に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

#### (事務総局その他の機関)

第十三條 人事院は、事務総局を置き、人事院の権根に屬する事項に關する庶務を掌らしめる。

人事院に、人事院規則の定めるところにより、地方の事務所を置くことができる。

#### (事務総長)

第十四條 事務総長は、總裁の指揮監督を受け、事務総局の事務を掌理する。

事務総長は、人事官會議の幹事となり、及び人事主任官會議の議長となる。

#### (人事院の職員の兼職禁止)

第十五條 人事官及び事務総長は、人事院の官職以外の官職を兼ねてはならない。

#### (人事院規則)

第十六條 人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、内

閣總理大臣の承認を経て、人事院規則を制定する。

人事院規則は、内閣總理大臣が、官報を以て、これを公布する。

#### (調査)

第十七條 人事院又はその指名する者は、官職についての就職状況、人事管理の状況その他人事行政に關する事項について調査することができる。

人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に關し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に關係があると認められる書類若しくはその写の提出を求めることができる。

#### (給與の支拂の監理)

第十八條 人事院は、職員に對する給與の支拂を監理する。

#### (人事記録)

第十九條 人事院は、職員の人事記録に關することを管理する。

人事院は、總理廳、各省その他の機關をして、当該機關の職員の人事に關する一切の事項について、人事記録を作成し、これを保管せしめるものとする。

人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

人事院は、第二項の規定による人事記録で、前項の規定による人事院規則に違反すると認められるものについて、その改訂を命じ、その他所要の措置をなすことができる。

#### (統計報告)

第二十條 人事院は、人事院規則の定めるところにより、職員に在職に關する統計報告の制度を定め、これを実施するものとする。

人事院は、前項の統計報告に關し必要があるときは、關係に對し隨時又は定期に一定の形式に基いて、所要の報告を求めることができる。

#### (権限の委任)

第二十一條 人事院は、この法律に基く権限で重要でないものについて、これを他の機關をして行わしめることができる。この場合においても、人事院は、その権限の行使について責任を免かれることができない。

#### (人事行政改善の勧告)

第二十二條 人事院は、人事行政の

改善に關し、關係大臣その他の機關の長に勧告することができる。

人事院は、政府全体の行政運営の能率増進に資するため、政府部内各機關相互の間における職員の配置轉換及び人事の交流について、關係大臣その他の機關の長に勧告することができる。

前二項の場合においては、人事院は、その旨を内閣總理大臣に報告しなければならない。

(法令の制定改廢に關する意見の申出)

第二十三條 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廢に關し意見があるときは、その意見を内閣總理大臣に申し出なければならない。

#### (業務の報告)

第二十四條 人事院は、毎年、内閣總理大臣に對し、内閣總理大臣の定めるところにより、その業務の状況を報告しなければならない。

内閣總理大臣は、前項の報告を公表しなければならない。

#### (人事主任官)

第二十五條 總理廳及び各省並びに人事院規則で指定するその他の機關には、その廳の職員として人事主

任官を置かなければならない。

人事主任官は、人事に關する部局の長となり、前項の機關の長を助け、人事に關する事務を掌る。

#### (人事主任官會議)

第二十六條 この法律の実施に關し、人事院と總理廳、各省及びその他の機關の間における緊密な連絡及び相互の協力に遺憾なきを期するため、人事院に人事主任官會議を置く。

人事主任官會議は、議長及び委員を以て、これを組織する。

議長は、事務総長を以て、委員は前條の人事主任官を以て、これに充てる。

人事主任官會議は、人事行政に關する重要事項につき、總裁に建議することができる。

前四項に定めるものの外、人事主任官會議に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

#### 第三章 官職の基準

##### 第一節 通則

(平等取扱の原則)  
第二十七條 すべて國民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されてはならない。

(情勢適應の原則)

第二十八條 この法律に基いて定めらるべき給與、勤務時間その他勤務條件に関する基礎事項は、社会一般の情勢の変化に適應するように、國會の定める手續に従い、随時変更せられうるものとする。

第二節 職階制

(職階制の確立)

第二十九條 人事院は、職階制を確立し、官職を職務の種類に應じて定めた職階別に、且つ、職務の複雑と責任の度に應じて定めた等級別に、分類整理しなければならない。

職階制においては、職階及び等級を同じくする官職については、同一の資格要件を必要とするものとす。且つ、該当官職に就いてゐる者に対しては、同一の幅の俸給が支給されるように、官職の分類整理がなされなければならない。

(職階制の実施)

第三十條 職階制は、職階制を実施することが出来るものから、逐次これを実施しなければならない。

職階制の実施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除

いては、人事院規則でこれを定める。

(官職の格付)

第三十一條 職階制を実施することとなつた場合においては、人事院は、人事院規則の定めるところにより、職階制の適用されるすべての官職をいづれかの職階及び等級に格付しなければならない。

人事院は、人事院規則の定めるところにより、随時、前項に規定する格付を再審査し、必要と認めるときは、これを改訂しなければならない。

(職階制によらない官職の分類の禁止)

第三十二條 職階制が適用される官職については、任用の資格要件及び俸給支給の基準としては、職階制によらない分類をすることはできない。

第三節 試験及び任免

(任免の根本基準)

第三十三條 すべて職員は、その者の受驗成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行う。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に

定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一款 通則

(任用、採用、昇任及び降任並びに轉任の定義)

第三十四條 この法律において任用とは、採用、昇任、降任及び轉任をいふ。

この法律において採用とは、昇任、降任及び轉任以外の方法によつて官職に任命することをいふ。

この法律において昇任とは、現に官職に就いてゐることに基いて、その官職と同一の職階に属する上の等級の官職に任命することをいふ。

この法律において降任とは、現に官職に就いてゐることに基いて、その官職と同一の職階に属する下の等級の官職に任命することをいふ。

この法律において轉任とは、現に官職に就いてゐる者をその官職と同一の職階及び等級に属する他の職又は同一職の他の部署の官職に任命することをいふ。

(欠員補充の方法)

第三十五條 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、

法律又は人事院規則に別段の定めがある場合を除いては、採用、昇任、降任又は轉任のいづれか一の方法により、職員を任命することができ。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(採用の方法)

第三十六條 職員の採用は、競争試験によるものとする。但し、人事院規則の定める職階及び等級について、人事院の承認があつた場合は、競争試験以外の能力の実証に基く試験(以下選考という)の方法によることを妨げない。

前項但書の選考は、人事院の定める基準により、人事院又はその定める選考機関が、これを行う。

職員の採用は、前二項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、採用すべき官職と同一の職階で、且つ、同等以上の等級の官職に、従前在職したことのある者の中から、これを行うことができる。

(昇任の方法)

第三十七條 職員の昇任は、その官職と同一の職階に属する直近下級の等級の官職の在職者の間における

競争試験(以下試験という)によるものとする。但し、人事院は、任命権者の請求に基き、試験を受ける者の範囲を、その所轄部内の職員に限ることができ。

昇任すべき官職の職務及び責任に鑑み、人事院が、当該在職者の間における試験によることを適當でないと認める場合においては、昇任は、当該在職者の従前の勤務実績に基く選考により、これを行うことができる。

前條第二項の規定は、前項の選考にこれを準用する。

(欠格條項)

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、人事院規則の定める場合を除くの外、官職に就く能力を有しない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 懲戒免職の処分(第八條第二項第二号の事由による)若しくは他人人事院規則の定める懲戒免職の処分(第九條の処分を含む)を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事院の人事官又は事務局長

の職にあつて、第百八條又は第百九條第三号に規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を組織し、又はこれに加入した者

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九條 何人も、左の各号の一に掲げる事項を実現するために、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、直接たると間接たるとを問はず、公の地位を利用し、その利用を提供し、要求し、若しくは約束し、又はこれらの行為に關與してはならない。

一 退職若しくは休職又は任用の不受給

二 試験若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止  
三 任用、昇給、留職その他官職における利益の実現又はこれらことの推薦

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第四十條 何人も、試験、選考、任用又は人事記録に關して、虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判斷又は報告を行つてはならない。

(受験又は任用の阻害及び情報提供の禁止)  
第四十一條 試験機關に属する者その他の職員は、受験若しくは任用を阻害し、又は受験若しくは任用に不当な影響を與える目的を以て特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

第二款 試験  
(試験実施の場合)  
第四十二條 試験は、人事院規則の定めるところにより、職種及び等級に應じ、これを行ふ。

(受験の欠格事項)  
第四十三條 第四十四條に規定する資格に關する制限の外、官職に就く能力を有しない者は、受験することができない。

(受験の資格要件)  
第四十四條 人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として、職種及び等級に應じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

(試験の内容)  
第四十五條 試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを判定することを以てその目的とし、その内容は、實際的なものであることを要する。

(採用試験の公開平等)  
第四十六條 採用試験は、人事院規則の定める受験の資格を有するすべての國民に對して、平等の條件で公開されなければならない。

(採用試験の告知)  
第四十七條 採用試験の告知は、公告によらなければならない。

前項の告知には、その試験に係る職種及び等級についての職務及び責任の概要及び給與、受験の資格要件、試験科目及びその各科目の比重、試験の時期及び場所、願書の入手及び提出の場所、時期及び手続その他の必要な受験手続並びに人事院が必要と認めるその他の注意事項を記載するものとする。

第一項の規定による公告は、人事院規則の定めるところにより、受験の資格を有するすべての者に對し、受験に必要な事項が漏れなく判明することできるように、

これを行わなければならない。  
人事院は、受験の資格を有すると認められる者が受験するやうに、常に努めなければならない。

(試験機関)  
第四十八條 試験は、人事院規則の定めるところにより、人事院の定める試験機関が、これを行ふ。

(試験の時期及び場所)  
第四十九條 試験の時期及び場所は、國內の受験資格者が、無理なく受験することができるやうに、これを定めなければならない。

第三款 任用候補者名簿  
(名簿の作成)  
第五十條 試験による職員任用については、人事院規則の定めるところにより、職種及び等級に應じ、任用候補者名簿(採用候補者名簿及び昇任候補者名簿)を作成するものとする。

(採用候補者名簿に記載される者)  
第五十一條 採用候補者名簿には、当該職種及び等級の官職に採用することができるとして、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

(昇任候補者名簿に記載される者)  
第五十二條 昇任候補者名簿には、当該職種及び等級の官職に昇任することができるとして、昇任試験において合格点以上を得た昇任候補者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

第五十三條 任用候補者名簿は、受験者、任命應その他関係者の請求に應じて、常に閲覧に供されなければならない。

(名簿の失効)  
第五十四條 任用候補者名簿が、その作成後一年以上を経過したとき、又は人事院の定める事由に該當するときは、何時でも「人事院は、任意に、その全部又は一部を失効させることができる。

第四款 任用  
(任命権者)  
第五十五條 職員の任用は、採用試験による場合、昇任試験による場合又はその他の場合を問はず、すべて任命権者が、これを行ふ。  
任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、その官職の等級の別に従ひ、政令の定めるところにより、内閣、内閣総理大臣又は各大臣その他の機関の長に属する。

前項に規定する機関の長たる任命権者は、法令の定めるところにより、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。

(採用候補者名簿による採用の方法)

第五十六條 採用候補者名簿による職員の採用は、当該採用候補者名簿に記載された者の中、採用すべき者一人につき、試験における高

点順の志望者五人の中から、これを行ふものとする。

(昇任候補者名簿による昇任の方法)

第五十七條 昇任候補者名簿による職員の昇任は、当該昇任候補者名簿に記載された者の中、昇任すべき者一人につき、試験における高

点順の志望者五人の中から、これを行ふものとする。

(任用候補者の推薦)

第五十八條 任命権者が職員を採用し、又は昇任しようとする場合において、その請求があるときは、人事院は、人事院規則の定めるところにより、任命権者に対し、当該任用候補者名簿に記載された任用候補者の中当該任用の候補者た

るべき前二條の規定による員数の者を提示しなければならない。

(條件附採用期間)

第五十九條 人事院規則の定める職種及び等級の職員の採用は、すべて條件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

條件附採用に關し、必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

(臨時的任用)

第六十條 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に關する場合又は任用候補者名簿がない場合には、人事院の承認を得て、六月を超えない任期で、臨時的任用を行ふことができる。この場合において、その任用は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

人事院は、臨時の任用につき、職種又は等級により、その員数を制限し、又は、任用される者の資格要件を定めることができる。

人事院は、前二項の規定に違反する臨時の任用を取り消すことができる。

臨時の任用は、任用に際して、いかなる優先権をも與へるものではない。

前四項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律及びこれに基いて発する政令及び人事院規則を適用する。

第五款 休職、復職、退職及び免職

(休職、復職、退職及び免職)

第六十一條 職員の休職、復職、退職及び免職は任命権者が、これを行ふ。

第四節 給與

(給與の根本基準)

第六十二條 職員の給與は、その官職の職務と責任に應じてこれをなす。

前項の規定の趣旨は、できるだけ速かに、且つ、現行制度に適當な考慮を拂いつつ、可能な範圍において、達成せられるべきものとする。

第一款 給與準則

(給與準則による給與の支給)

第六十三條 職員の給與は、法律に

より定められる給與準則に基いてなされ、これに基かずには、いかなる金銭又は有價物も支給せられないことはできない。

人事院は、必要な調査研究を行い、職階制に適合した給與準則を立案し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(俸給表)

第六十四條 給與準則には、俸給表が規定されなければならない。

俸給表には、等級ごとに俸給額が一定の幅を以て、明確に定められ、且つ、生計費、民間における賃金その他の事情を考慮して定めらるべきものとする。

(給與準則に定むべき事項)

第六十五條 給與準則には、前條の俸給表の外、左の事項が規定されなければならない。

一 同一等級内における俸給の昇給の基準に關する事項

二 その官職に職階制が初めて適用せられる場合の給與に關する事項

三 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給與に關する事項

四 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当に關する事項

五 常時勤務を要しない官職、生活に必要な施設の全部又は一部を官給する官職その他勤務條件の特別なものについて、人事院のなす給與の調整に關する事項

前項第一号の基準は、勤務期間、勤務能率その他勤務に關する諸要件を考慮して定められるものとする。

(給與額の決定)

第六十六條 職員は、その官職につき職階制において定められた職種及び等級について給與準則の定める俸給額が支給せられる。

職員の給與準則の基準を決定する場合においては、職務に關係のない事項によつて、差別が設けられてはならない。

(給與準則の改訂)

第六十七條 人事院は、給與準則に關し、當時、必要な調査研究を行い、給與額を引き上げ、又は引き下げる必要を認めたときは、遅滞なく改訂案を作成して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二款 給與の支拂

(給與總論)

第六十八條 職員に対して給與の支拂をなす者は、先づ受給者につき給與簿を作成しなければならぬ。

給與簿は、何時でも人事院の職員が検査し得るようにしておかなければならない。

前二項に定めるものを除いては、給與簿に關し必要な事項は、政令又は人事院規則でこれを定める。

(給與簿の検査)

第六十九條 職員が法令又は人事院規則に適合して行われることを確保するため必要があるときは、人事院は給與簿を検査し、必要があるとき、その是正を命ずることができる。

(違法の支拂に対する措置)

第七十條 人事院は、給與の支拂が、法令又は人事院規則に違反してなされたことを発見した場合、自己の権限に属する事項については自ら適當な措置をなす外、必要があるとき、事の性質に應じて、これを会計検査院に報告し、又は檢察官に通報しなければならない。

第五節 能率

(能率の根本基準)

第七十一條 職員は、充分に發揮され、且つ、その増進がはからなければならない。

前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

人事院は、職員の能率の發揮及び増進について、調査研究を行い、これが確保のため適切な方策を講じなければならない。

(勤務成績の評定)

第七十二條 職員の勤務については、その所轄廳の長は、定期的な勤務成績の評定を行い、その評定の結果に應じた措置を講じなければならない。

人事院は、前項の勤務成績の評定及びその記録に關し必要な事項を定める権限を有し、且つ、この法律の趣旨に則つて職員の能率の發揮及び増進のためにとるべき措置を關係廳の長に勧告する権限を有する。

人事院は、勤務成績の優秀な者に對する表彰に關する事項及び成績のいかにしるしく不良な者に對する矯正方法に關する事項を立案

し、これを内閣總理大臣に提出しなければならない。

(能率増進計画)

第七十三條 人事院及び關係廳の長は、職員の勤務能率の發揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

- 一 職員の教育訓練に關する事項
- 二 職員の保健に關する事項
- 三 職員の元氣回復に關する事項
- 四 職員の安全保持に關する事項
- 五 職員の厚生に關する事項

前項の計画の樹立及び実施に關し、人事院は、その総合的な企画並びに關係各廳に對する調整及び監視に當る。

障

第六節 分限、懲戒及び保障

(分限、懲戒及び保障の根本基準)  
第七十四條 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第一款 分限 (身分保障)

第七十五條 職員は、法律に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六條 職員が第三十八條各号の一に該当するに至つたときは、人事院規則に定める場合を除いては、當然失職する。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)  
第七十七條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が著がない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その職種又は等級の官職に必要な適格性を欠く場合

(本人の意に反する休職の場合)  
第七十八條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に關し起訴された場合

合

(休職の効果)

第七十九條 前條第一号の規定による休職の期間は、滿一年とし、休職期間中その故障の消滅したときは、速やかにこれに復職を命ずるものとし、休職のまま満期に至つたときは、當然退職者とする。

前條第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(適用除外)

第八十條 左に掲げる職員の分限については、第七十五條、第七十七條乃至前條及び第八十八條乃至第九十一條の規定は、これを適用しない。

- 一 臨時的職員
- 二 條件附採用期間中の職員
- 三 官制若しくは定員の改廢又は予算の減少に因り廢職又は過員となつた職員

#### 四 懲戒制による官職の格付の改正の結果、降給又は降任と同一の結果となつた職員

前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

第一項第三号に掲げる者のいずれを降任し、休職し、又は免職すべきかは、勤務成績その他の能力の裏証に基いて、これを定める。

#### 第二款 懲戒

##### (懲戒の場合)

第八十一條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、これに對し懲戒処分として、免職、停職、減給又は謹慎の処分をすることができる。

一 この法律又は人事院規則に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 國民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

##### (懲戒の効果)

第八十二條 停職の期間は、一月以上一年以下とする。

停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中

俸給の三分の一を受ける。

減給は、一月以上一年以下俸給の三分の一以下を減ずる。

##### (懲戒権者)

第八十三條 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

##### (刑事裁判との関係)

第八十四條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間は、同一事件に關し懲戒の手續を進めることができない。

#### 第三款 保障

##### 第一目 勤務條件に關する行政措置

の要求

(勤務條件に關する行政措置の要求)

第八十五條 職員は、俸給、給料その他あらゆる勤務條件に關し、人事院に對して、人事院又はその職員の所轄廳の長により、適當な行政上の措置が行われることを要求することができる。

第八十六條 前條に規定する要求のあつたときは、人事院は、必要と認める調査、口頭審理その他の事實審査を行い、一般國民及び關係者に公平なように、且つ、職員の

能率を鑑識し、及び増進す見地において、事案を判定しなければならぬ。

##### (判定の結果採るべき措置)

第八十七條 人事院は、前條に規定する判定に基き、勤務條件に關し一定の措置を必要と認めるときは、その権限に屬する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄廳の長に對し、その実行を勧告しなければならない。

##### 第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

(職員の意に反する降給等の処分に關する説明書の交付)

第八十八條 職員に對し、その意に反して、降給し、降任し、休職し免職し、その他これに對しいぢるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行つたときは、その処分を行う者は、その職員に對し、その処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

職員が前項に規定するいぢるしく不利益な処分を受けたと認料する場合は、同項の説明書の交付を請求することができる。

##### (審査請求)

第八十九條 前條第一項に規定する処分を受けた職員は、処分説明書を受領した後三十日以内に、人事院に、その審査を請求することができる。

##### (調査)

第九十條 前條に規定する請求を受領したときは、人事院又はその定める機關は、ただちにその事案を調査しなければならない。

前項に規定する場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行われなければならない。

処分を行つた者又はその代理者及び処分を受けた職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事實及び資料を提出することができる。

前項に掲げる者以外の者は、当該事案に關し、人事院に對し、あ

らゆる事實及び資料を提出することができる。

##### (調査の結果採るべき措置)

第九十一條 前條に規定する調査の結果、処分が正当であることが判明したときは、人事院はその処分を確認しなければならない。

前條に規定する調査の結果、その処分が事実と相違し、その他正当でないことが判明したときは、人事院は、その処分の取消又は変更、その職員の官職上の権利の回復、その職員がその処分の結果受けた不正の訂正及びその職員がその処分の結果失つた給與に關する補償につき、その職權に屬するものは、自らこれを実行し、その他のものは、これに關する意見を内閣總理大臣に申し出なければならない。

内閣總理大臣は、前項に規定する申し出のあつた場合においては、その申し出の趣旨に従い、その職員の所轄廳の長に對し、指示を與える等必要な措置を講じなければならない。

##### 第三目 公務傷病に對する補償

(公務傷病に對する補償)

第九十三條 職員が公務に基き死亡

し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくはこれに起因して死亡した場合における、本人及びその直接扶養する者がこれによつて受ける損害に対し、これを補償する制度が樹立し実施せられなければならない。

前項の規定による補償制度は、法律によつてこれを定める。

(法律に規定すべき事項)

第九十三條 前條の補償制度には、左の事項が定められなければならない。

一 公務上の負傷又は疾病に起因した活動不能の期間における経済的困難に対する職員の保護に関する事項

二 公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を奪せられた場合におけるその職員の受ける損害に対する補償に関する事項

三 公務上の負傷又は疾病に起因する職員の死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡当時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に対する補償に関する事項

(人事院の補償制度立案の責務)

第九十四條 人事院は、なるべく速かに補償制度の研究を行い、その成果を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第七節 服務

(服務の根本基準)

第九十五條 すべて職員は、國民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

前項に規定する根本基準の実施に關し必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(服務の宣誓)

第九十六條 職員は、人事院規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務)

第九十七條 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。但し、上司の職務上の命令に対しては、意見を述べる事ができる。

(信用失墜行為の禁止)

第九十八條 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第九十九條 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といふも同様とする。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に關する事項を發表するには、所轄廳の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相當する官職の所轄廳の長)の許可を要する。

前項の許可は、法律又は人事院規則の定める條件及び手續に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第一百條 職員は、特別の事情により所轄廳の長の承認を受けた場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

(政治的行為の制限)

第一百一條 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問はず、

これらの行為に關與してはならない。

職員は、人事院規則で別段の定をした場合を除いては、公選による公職の候補者となることができず、

職員は、政党その他の政治的團體の役員となることができない。

(私企業からの離隔)

第一百二條 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下営利企業といふ。)を営むことを目的とする会社その他の團體の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

職員であつた者は、その退職後二年間は、その退職前二年間に在職していた官職と職務上密接な關係にある営利企業を代表する地位に就いてはならない。

前二項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄廳の長の許可を得た場合には、これを適用しない。

営利企業について、株式所有の關係その他の關係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事院は、人事院規則

則の定めるところにより、株式所有の關係その他の關係について報告を徴することができる。

人事院は、人事院規則の定めるところにより、前項の報告に基づき、企業に對する關係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適當でないとき、その旨を当該職員に通知することができる。

前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について異議があるときは、その通知を受領した後三十日以内に、人事院に異議の申立をすることができる。

第九十條第二項及び第三項の規定は、前項の異議の申立があつた場合に、これを準用する。

第六項の異議の申立をしなかつた職員及び人事院が異議の申立について調査した結果、通知の内容が正當であると決定せられた職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に對する關係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。

(他の事業又は事務の關與制限)

第一百三條 職員が報酬を得て、営利

企業以外の事業の關係の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、その所轄廳の長の許可を要する。

(職員職務の範囲)

第四百四條 職員は、職員としては法令による職務を担当する以外の義務を負わない。

(勤務条件)

第四百五條 職員の勤務条件その他職員の服務に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定めることができる。

前項の人事院規則は、この法律の規定の趣旨に沿うものでなければならない。

第八節 退職者に対する恩給 (退職者に対する恩給の根本基準) 第四百六條 職員であつて、相当年限、忠実に勤務して退職した者に対しては、恩給が與えられなければならない。

前項の恩給に關して必要な事項は、法律によつてこれを定める。

公務に著しく負傷若しくは疾病に基き退職した者又は公務に基き死亡した者の遺族に対しては、法律の定めるところにより、恩給を與

えることができる。

(恩給制度の目的)

第四百七條 前條の恩給制度は、本人及び本人がその退職又は死亡の當時直接扶養する者をして、退職又は死亡の時の條件に應じて、その後において適當な生活を維持するために必要な所得を與えることを目的とするものでなければならない。

前條第三項の場合においては、第九十二條の規定による補償制度との間に適當な調整が図られなければならない。

恩給制度は、健全な基礎のもとに計画され、人事院によつて運用されるものでなければならない。

人事院は、なるべく速かに、恩給制度に關して研究を行い、その成果を内閣總理大臣に提出しなければならない。

第四章 罰則

第四百八條 第三十九條の規定による禁止に違反した者は、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の者の收受した金銭その他の利益は、これを沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徴する。

第四百九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第十七條第二項の規定により、証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

二 第十七條第二項の規定により、書類又はその写を提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

三 第四十條又は第四十一條の規定による禁止に違反した者

四 第四百二條第二項の規定による禁止に違反した者

第四百十條 第十七條第二項の規定により証人として喚問を受け、正当の理由がなくてこれに應ぜず、又は同項の規定により書類若しくはその写の提出を求められ、正当の理由がなくてこれに應じなかつた者は、これを三千元以上の過料に処する。

附則

第一條 この法律中附則第二條の規定は、昭和二十二年十月一日から、その他の規定は、昭和二十三年七月一日からこれを施行する。

年一月一日には設置されなければならない。

この法律中人事院及び服務に關する規定(これらに關する附則の規定を含む。)以外の規定は、法律又は人事院規則の定めるところにより、実行の可能な限度において、逐次これを適用することができ

第二條 内閣總理大臣の所轄の下に、臨時人事委員会を置く。

臨時人事委員会は、この法律の施行に必要な範囲内において、官職、在職状況その他人事行政一般に關する調査その他の準備の事務を掌る権限を有する。

臨時人事委員会は、昭和二十三年七月一日から人事院の設置に至るまで、この法律に定める人事院の職權を行ふ。この場合において、この法律中「人事院」とあるのは「臨時人事委員会」、「人事官」とあるのは「臨時人事委員」と読み替へるものとする。

臨時人事委員会は委員長及び委員二人を以て、これを組織する。委員長及び委員は、人事院が設置されたときは、退職するものとす

は、遲滞なくその事務を人事院總裁に引き継がなければならない。

第五條 第一項(兩議院の同意に關する部分を除く。)第三項乃至第五項及び第十一條第二項の規定は、委員長及び委員について、これを準用する。

臨時人事委員会に事務局を置く。

事務局に事務局長一人及び政令で定める所要の職員を置く。

臨時人事委員会の權限を実施するため必要な事項は、昭和二十三年六月三十日まで政令で、その後は法律又は人事院規則で、これを定める。

第三條 第五條第六項にいう大学学部又は高等學校には、大學令による大學学部又は高等學校令若しくは專門學校令による高等學校若しくは專門學校を含むものとする。

第四條 最初に任命される人事官の中二人の任期は、第七條第一項本文の規定にかかわらず、一人は四年、他の一人は二年とする。この場合において、いづれの人事官の任期を、いづれとするかは、内閣總理大臣が、これを決定する。

第五條 總裁以外の人事官が、とも

に最初に任命された人事官である  
場合において、第十一條第三項の  
規定を適用するについては、同項  
中「先任の人事官」とあるのは、「任  
期の長い人事官」と読み替えるも  
のとする。

第六條 第三十八條第三号にいう懲  
戒免職の処分には、従前の規定に  
よる懲戒免官を含むものとする。

第七條 従前の規定により休職を命  
ぜられた者又は懲戒手続中の者若  
しくは懲戒処分を受けた者の休職  
又は懲戒に關しては、なお従前の  
例による。

第八條 第八十一條第二号又は第三  
号の規定は、同條の規定適用前の  
行爲についても、また、これを適  
用する。

第九條 人事院の指定する日におい  
て、その指定する官職に在任する  
者は、人事院規則の定めるところ  
により、この法律に基く試験又は  
選考に合格し、その他その官職の  
属する職種及び等級に必要な資格  
要件を具備し、且つ、この法律に  
基く手続によりその官職に就いた  
者とみなす。但し、附則第十一條  
に規定する者については、この限  
りでない。

第十條 前條の規定による官職の指  
定があつた場合において、その官  
職に任用される臨時職員につい  
ては、任命権者は、人事院の承認  
を得て、第六十條第一項に規定す  
る任期に關する制限にかかわら  
ず、前條の規定により指定された  
日から三年を超えない期間、その  
者を在任させることができる。

第十一條 人事院の指定する日にお  
いて、總理廳若しくは各省の外局若  
しくは内局又は人事院の指定する  
機關の長及び次長その他これらに  
準すべき官職で人事院の指定する  
ものに在任する者は、人事院規則  
の定めるところにより、その際前  
條の規定による臨時職員に任用  
されたものとみなす。但し、その  
在任は、昭和二十三年七月一日か  
ら三年を超えない期間であること  
は、前項に規定する官職については、  
人事院は、遅くとも昭和二十三年  
七月一日から二年以内に、職階の  
格付及び試験又は選考の実施がで  
きるように努めなければならない  
い。

第十二條 第九十九條の規定は、従  
前職員であつた者で同條の規定施  
行前退職した者についても、これ  
を適用する。

第十三條 外交官、領事官その他の  
在外職員、学校教員、裁判所の職  
員、檢察官その他の一般職に属す  
る職員に關し、その職務と責任の  
特殊性に基いて、この法律の特例  
を要する場合においては、別に法  
律又は人事院規則を以て、これを  
規定することができる。但し、そ  
の特例は、この法律第一條の精神  
に反するものであつてはならな  
い。

第十四條 この法律の各規定施行又  
は適用の際、現に効力を有する政  
府職員に關する法令の規定の改廢  
及びこれらの規定の適用を受ける  
者に、この法律の規定を適用する  
について、必要な経過的特例その  
他の事項は、法律又は人事院規則  
でこれを定める。

國家公務員法の規定が適用せら  
れるまでの官吏の任免等に関す  
る法律案  
官吏の任免、叙級、休職、復職、  
懲戒その他身分上の事項、俸給、手  
当その他給與に關する事項及び服務  
に關する事項については、その官職

について國家公務員法の規定が適用  
せられるまでの間、従前の例によ  
る。但し、法律又は國家公務員法第  
十六條の人事院規則を以て別段の定  
をなしたときは、その定による。

て、委員会審議の経過並びに結果の御  
報告を申し上げます。

#### 附則

この法律は、昭和二十三年一月一  
日から、これを施行する。

第一項中「國家公務員法第十六條  
の人事院規則」とあるのは、昭和二  
十三年六月三十日までは「政令」と読  
み替へるものとし、その政令は、臨  
時人事委員会の助言に基いて定めら  
れなければならない。

國家公務員法案(政府提出)に關する  
報告書

國家公務員法の規定が適用せられる  
までの官吏の任免等に関する法律案  
(政府提出)に關する報告書  
(都合により第五十二号の末尾に  
掲載)

〔竹山祐太郎君登壇〕

○竹山祐太郎君 ただいま議題となり  
ました國家公務員法案はか一件に關し

十三人、公立學校教員四十九万三千四百五十三人、警察職員十二万五千二百二十八人であります。

次に、本法案の内容について、ご要点を申し上げてみたいと思ひます。本法案は、本則百十條、附則十四條より成る、まことに廣汎なものであります。これを大體三つの眼目とすることが考えられます。その一は、目的及びその適用範囲、二は、本法案実施の中核機關たる人事院に關することであり、三は公務員制度の實體を爲す各般の根本基準であります。

この第一の目的といたしましては、公務員に対する各般の根本基準を確立し、公務員がその職務の遂行にあつて最大の能率を發揮し得るよう、民主的な方法で選拔せられ指導せられることを定め、國民に對して民主的に能率的な運営を保障することを明らかにしております。

次に適用の範囲は、公務員を一般職と特別職とにわち、特別職は本法の適用から除外しております。國會議員は、本法の國家公務員法中には含まれておりません。特別職以外を一般職とし、特別職のうち、その一は、從來自由任用に任せられておりました國務大臣、政務官、秘書官等及び各省次官及びこれに準ずる等の者があります。その二は、會計検査官のごとく、國會の選挙、同意または議決を要する者があります。その三は、國會議員、裁判官、大公使等であります。その四は、現業、公團等の職員であり、最後に單純な勞務に雇用される者というように、

十數項目がわかれ記載されております。以上のほかが一般職であります。が、但し、その中でも外交官、領事官、學校教員、裁判所職員、檢察官等は、例外規定を設けることを附則で定めております。

次に、第二の点といたしましては人事院は、本法の実施を確保し、目的達成のため内閣總理大臣のもとに設けられ、三人の人事官をもつて構成され、一人を總裁とし、人事官會議で合議によつて重要事項の決定運営に當るものであります。人事官は、兩院の同意を得て天皇の認證官とし、六年の任期を有します。人事官の資格要件はきわめて重要でありますので、幾多の制限を設けております。人事院には事務總局を設け、事務總長のもとに職員を置くことになり、人事院の権限は、各黨人事の總合調整、試験その他の事務に當るものであります。なお、この法律執行に關し必要な事項、人事院規則の制定を行うことを許されております。またこの人事の運営に當る各省との間には、人事主任官會議を置いて、円滑な運営をはかることになっております。

次に、三の官職の基準であります。が、その通則としては、憲法第十四條の平等の原則のもとに立ちまして、給与、勤務條件等は社會一般の情勢の変化に即應すべき旨を記載しております。

次に、そのうちの重点としての一つは、職階制を設けて人事管理の基準とし、職種と等級に区分をしまして、その職務と責任によつて科學的に分類

し、給与の公正を期することとなつております。これはきわめて困難なることであるので、可能なる範囲より逐次実施することに規定されております。

次に、任用に關することであり、これは試験あるいは勤務成績その他能力の實証を根本として任免をいたすことにしてあり、この任免の人事権は、各廳の長が行ふことになっております。なお、六箇月の條件の任命の制度も附け加へられております。給与は職務と責任に應じ、今後給与準則を法律をもつて定めることといたしてあります。能率の増進に關すること、分限、懲戒保障に關する規定も詳細をきわめて、服務に關しても、國民全体の奉仕者たることを根本として詳細に規定しております。恩給につきましては、根本的に研究改正をはかることを規定いたしております。

なお附則におきましては、本法施行は明年七月一日といたし、人事院は遅くも明年一月一日に設置し、それまでの間の準備のために、十月一日より臨時人事委員會を置くことを規定いたしておるのであります。以上、ごく簡単に本法案の要点を申し上げた次第であります。

次に、本法案審査の経過を御報告申し上げます。本法案は、九年十六日決算委員會に付託されて以來、第一箇月、ただちに委員會を開いて、憲法國務大臣の提案理由の説明を求め、審議にはいりました。このことは、關係範圍を廣くしてあり、労働、労働、及び財政金融の兩委員會との連合審査

を開き、九月十六日、各々、その立場において質疑が行われたのであります。次いで、參議院との間の合同審査の必要を認め、九月三十日、兩院決算委員會の合同審査を開きました。

続いて公聴会の必要を認めましたので、手続上時間的な關係で、正式の公聴会の手続はとりませんが、証人として十名の出席を求め、事実上の公聴会を、十月一日、兩院合同審査會において開催いたしました。そのうち、全官公の佐藤委員長、國鉄の加藤委員長、全通の土橋委員長、日教の荒木委員長は、それらの立場において反對及び修正希望の陳述がありました。鶴岡、山之内、村上、杉村、吉村、弓家、の六氏の諸君から、主として學者的立場またはそれらの立場に立つての、賛成を主とした意見の陳述がありました。なお希望に基きまして、衆議院の委員會としては、共産黨よりの主として反對を中心とする意見の陳述もありました。

かくて日曜も休まず、連日にわたりまして委員會、協議會及び懇談會を続けまして、昨十月十四日、各派の意見を持ち寄り、その修正案の審議に入り、そのために五名の小委員を設けまして、昨夜までその起草に當り、今日その小委員會において起草されました通り、修正案をただいま委員會におきまして、可決いたしました次第であります。以上が委員會における経過であります。

次に、委員會において決定を見ました修正案について御報告を申し上げます。

す。印刷の都合上、お手もとまで御願付ができないことは申訳ありませんが、要綱的に重点をあげて説明申し上げます。

國家公務員法案の一部を次のように修正する。國家公務員法目次及び國家公務員法中「人事院」を「人事委員會」に、「人事院規則」を「人事委員會規則」に、「總裁」及び「人事院總裁」を「人事委員長」に、「人事官」を「人事委員」に、「事務總長」を「事務局長」に、「人事官會議」を「人事委員會會議」に、「事務總局」を「事務局」に改めることとした。これは一々條文について申し上げることを省略いたしまして、これらの各條にわたつて修正をいたすことにいたしましたと思ひます。

次に、第一條の條文は多少條文に不適当と考えられる点もありますので、次のごとく改めたいと思ひます。「この法律は、國家公務員（この法律で國家公務員には、國會議員を含まない。）たる職員について適用すべき各般の根本基準を確立し、職員がその職務の遂行に當り、最大の能率を發揮し得るよう、民主的な方法で、選拔され、且つ、指導すべきことを定め、以て國民に對し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。」

次に、第七條第一項中「六年」を「四年」に、同條第二項中「十八年」を「十二年」に改める。なお、第八條第一項第三号中「十八年」を「十二年」に改める。これは人事官の任期修正による人事委員の任期を、「六年」とありますのを

「四年」に短縮することであり、  
次は、第十一條第二項中「院務」を  
「公務」に改めることも当然でありま  
す。なお、第十二條以上各條に關連を  
して條項の改められる項目がありま  
す。

次に、第十三條第二項を次のように  
改める。「人事委員會に、國會の承認  
を得て、地方の事務所を置くことがで  
きる。」

次に、第二十九條に新たに第一項を  
次のように加える。「職階制は、法律  
でこれを定める。」「第一項を第二項  
にして、そのうちの「確立」を「立案」  
に改める。第四項に新たに「前三項に關  
する計画は、この法律の実施前に國會  
に提出して、その承認を得なければな  
らない。」を加える。

第三十八條第三号中「第八條第二項  
第二号の事由による罷免その他人事委  
員會規則の定める懲戒免職の処分」に準  
ずるものを含む。」を削り、同條第四  
号中「第八條又は第九條」を「第九  
條又は第十條」に改める。

次に、第三十九條の中に、やはり文  
章の点において多少不十分と思われる  
ものがありますので、「授受を約束  
し」の下に「たり」を、「方法を用い」の  
下に「たり」を、「公の地位を利用し」の  
下に「又は」を加え、「若しくは約束し、  
又は」を「若しくは約束したり、あるい  
は」に改めることとあります。

なお、七十七條を新たに加えるため  
に、各條に條項の順次繰下げがありま  
す。

條文は、「職員の彈劾に關する規程は、  
別に法律でこれを定める。」というこ  
とであります。

なお、八十二條中「議員」を「戒告」に  
改める。

また、新しい百二條第二項中、これ  
は政治的の制限に關する條項でありま  
すが、その中の「を除いてを削り、同  
條三項中「職員」を「法律又は人事委員  
會規則で定めた職員」に改めることと  
あります。

また、修正されたる百三條第三項中  
「許可」を「申出により人事委員會の承認」  
に改めます。これは私企業の制限  
に對する就業禁止の年限に對する例外  
規定に關する部分であります。

百八條以下にある條文の順次繰下げ  
があります。

附則の第一條第一項中「十月一日」と  
あるを「十一月一日」に改めます。これ  
は先ほど申しました臨時人事委員會を  
設ける期日であります。

附則第三條第六項中「兩議院の同意  
に關する部分を除く。」を削ることに  
いたします。これは原案においては臨時  
人事委員會は國會の同意を要すること  
になつておらなかつたことを、原則に  
もとして削つたのであります。

附則第四條中「四年」を「五年」に、「二  
年」を「三年」に改めることは、「六年」を  
「四年」に改めた關係からであります。

なお、附則に二箇條、關係條文の關  
係で條項を改める箇所があります。

なお、國家公務員法の規定が適用せ  
られるまでの官吏の任免等に關する法  
律案に對する修正案は、國家公務員法

の規定が適用せられるまでの官吏の任  
免等に關する法律案の一部を次のよう  
に修正をする。

第一項及び附則第二項中の「人事院  
規則」を「人事委員會規則」に改める。  
以上が修正案の内容であります。

次に委員會といたしまして、本案に  
對して四つの附帶決議をいたしました。

#### 附帶決議

一、内閣は人事委員の選任の裁量に  
關し、その実施に法案を提出す  
ること。

二、地方團體の公務員法、教員の身  
分に關する法律、現業公務員に  
關する法律等の本法に必要な諸法  
制を速やかに制定すること。

三、再教育施設につき政府は十分考  
慮すること。

四、本法施行の適正再配置をはかる  
ため政府は國會の委員會と密接な  
連絡を圖ること。

これが委員會における附帶決議であ  
りまして、この附帶決議に對する貴議  
務大臣の答弁は、いずれも政府はこの  
點に關して了承をいたしております。

なお、委員會における審議の経過に  
つきまして、質疑の重複なる事項につ  
いて御報告をいたさなければならぬ

のであります。詳細は速記録をもつ  
て御了承をいただくことにいたしまし  
て、主なる点について二、三申し上げ  
てみたいと思ひます。

その第一点といたしましては、  
本案が官公僕者に對して東洋的な影  
響を與えるものである、その点につ

て要する立場から意見が述べられて  
おります。この点については、いろ／＼  
意見が述べられたのであります。結  
論といたしましては、本法案は、新日  
本建設のために最も有能なる公務員に  
ほんとうに働いてもらうために、十分  
なる給與その他の待遇の改善を充實す  
ることによりまして、この法案の所期  
する効果をあげんとすることが考えら  
れておるのであります。しかるに、今  
日の日本の現状を考えますならば、そ  
の考えられておる諸般の状態というも  
のが、ただちに満足をし得るとも考え  
られないのであります。この点は法律  
の中にも、諸般の情勢を考慮して適用  
をしていくことをあげておるのであり  
まして、かような見地から、本案審議  
に當りましては、現在の關係諸法制と  
の關係におきましては、現状のもとに  
おいて一歩々々改善をされていくとい  
うことを了解の上において、本法案を  
審議いたしたのであります。いやし  
くも健全なる官公僕者をいたすに束  
縛するといふことがときには、了解を  
いたしておらない次第であります。

最後に、本案に對しまして委員會と  
して結論的に申し上げるならば、最も  
今日國家に國民の望んでおりますこと  
は、官公僕者が十分なる待遇給與によ  
りまして、その十分なる活動をはかつ  
てもうかがうことが、新日本建設のため  
最も望んでやまないところでありまし

て、この法案實施にあたりましては、  
政府はその責任のきわめて重大なるこ  
とを認識せられて、内閣は率先關頭  
に立つて國民の期待に背かざらんことを  
國會は望むものであります。また國會  
も、本案を可決いたしました責任に  
おいてこの実行に協力し、見守つてい  
くべき責任のあるものと確信をいたす  
のであります。

以上は、きわめて簡單粗雑でありま  
したが、國家公務員法案外一件に對  
し、委員會の審議の経過並びに結果の  
御報告をいたしました次第であります。何  
とぞ、委員會において全会一致をもつ  
て可決をいたしました修正案に御賛  
成のほどを希望いたしましたして、報告を  
終る次第であります。（拍手）

○副議長（田中萬壽吉） 討論の通告が  
あります。順次これを許します。相馬  
助治君。

#### 〔相馬助治君登壇〕

の相馬助治君 私第一議員クラブの  
一部を代表して、本日突如として、ま  
ことに突如としてわれ／＼の前に提案  
されましたところの國家公務員法案に  
對して、反對意見の二、三を申し述べ  
させていただきます。

九月十六日にこの法案が提出され  
て、その後委員會が非常に熱心にこの  
内容について、研究されたとは聞いて  
おります。また今の委員長の報告で、そ  
こはよく了解したのであります。が、  
これに關しましては、この法案とは

要なる法案について、正式の公聴会等をも開いていないというように聞こえては、何としても私は遺憾の意を表せざるを得ません。第一、本日ここにこの法案が提出されましたが、ごらんのように議員の議席も寥々たるものであります。とにかく、私は何と申しましても……

〔發言する者多し〕

○副議長(田中萬逸君) 靜肅に願います。

○相馬助治(純) 本案は日本民主化のために、きわめて重大であると思うのであります。ただ、この提案されたその瞬間的な關係において、われわれはこれを完全に審査するの時間的余裕がなかつたということを皆様に訴えたいのであります。

本案の第一條に、この法案は國家公務員を民主的な方法でこれを選択し、かつ指導すべきことと定めてあります。が、これの實質的な、具体的な内容については、いささか不備であり、それらはあげて人事委員会規則なるものに譲られておりますことをみますと、私はこのようなおことにおいては、將來人事委員会があまりにも大きな権限をもつて、これが再び現在のわれわれの批判の対象になつておりましたところの官僚機構を温存することに通ずるのではないかと、これを恐れるものであります。

なお、この人事委員は三名となつておりますが、この権限の重大なる点に

鑑みまして、これらについても人数を殖やすとか、あるいはその選任については、なお民主的な方法によつてこれを選任するの用意がなければならぬのではないかと考えるものであります。

かつ第五條において、任命の日以前一年間において、政党的役員であつたもの、公選による、あるいは公職の候補者となつたもの、そういうものは、この人事委員会の規則によつて人事委員となることができないと規定してありますけれども、政党员であつたものは、少くともこれから日本が民主的に、政治的に向上していき、一方また政党内閣法施行されるというやうな國內的政治的情勢下においては、少なくともこれらの点については、一考を要するのではないかと、これを思うのであります。

次に、第三十八條に「日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党」云々ということがあるのであります。これらの認定等に関しましては、これはきわめて重大なる問題であつて、これが具体的なことは、やはり法律によつてしつかりと決定しておく必要がないものであるかどうかということをおぼろげなものであります。

以上、時間がありませんので二、三申述べたのであります。とにかく私

は、本法が、一方においてはまことに官僚を拘束するものであると同時に、一方においては上級官吏の権力を温存するものであり、かつこの人事委員会が絶大な権限をもつことが予想されます。その職員が従つて大きな権力をもつことが想定されますがゆえに、これらについても、しつかりと法律の規定のないうちにおいては、本法案に對しましては賛成の意を表することができないのであります。以上、簡単に申し述べました。

○副議長(田中萬逸君) 林百郎君。

〔林百郎君登壇〕

○林百郎君 私は、日本共産党を代表しまして、國家公務員法に反對の意見を述べてみたいと思つてあります。

皆御承知の通り、戦争前、戦争中を通じて、公務員が官吏なる身分をもつがゆえに、いかに体面を重んじ、奴隸的生活の狀態に甘んじていたかという事は、公知の事実であると思つてあります。従つて、もし今官吏にして官吏の地位を向上し、民主的な官吏を登用するならば、まず官吏の生活を保障することが第一條件なのであります。この法律によつて官僚制度を強化し、温存することによつて、民主的の官吏制度が生れるものでは絶対にないということを断言することができるのであります。

國家公務員法の制定につきまして、ある外國のごときは、たしか公務員法なる法律があると思つてあります。しかしこの法律は、政党的勢力が非常に強くて、政党内閣法を守るための國內情勢によつて公務員法を設ける、政党内閣の侵蝕を防ぐために設けておるのであります。しかるにわが國におきましては、從來政党内閣にこの壇上に立つて、われわれ議員が自由に政治活動ができたことは、ほとんどないのであります。われわれは、常に官僚の圧力によつて、われわれの政治的自由が奪われたことは、これまた公知の事実であります。われわれが守らなければならぬものは、むしろこの官僚制を打破して、政党的自由をわれわれがこの壇上に立つて、何ものも恐れることなく、自己の政見を吐くことのできる政治を確立することが重要なのであります。すなわち、國際情勢の違つた他國の例をもつてきて、この官僚制が牢固として抜くべからざる弊害をもつておる日本の國にあてはめるといふことは、断じてこれは間違つておるのであります。

最近日本の國の立法を見ますと、大分戦時中の立法に似た立法が行われておるが、こういうことに対しては、われわれは重大な関心をもちなければならぬと思つてあります。すなわち、農村關係においては農地調整法といふやうな統制立法ができてくる。また政黨については政黨法といふやうな天降式な法律ができてくる。またこ

のたびの國家公務員法といふやうな官僚制の温存強化の法律ができてくる。われわれは、こうした最近の一連の立法について、あたかも戦争中の立法を彷彿せしむるやうな統制強化の法律のできてくることについては、十分これに関心をもちなければならぬと思つてあります。

それから、このたびの國家公務員法について、どういふ点についてわれわれが反對すべき論点を見出すかといふことを、簡単に申し上げてみたいと思つてあります。

まず第一に、人事委員会の制度であります。これは認証官によつて、しかも内閣総理大臣が一方的に任命するところの人事官三名によつて構成される。これが官僚の中核機構になつて、全部の官僚をこれにぞつておる。すなわち、從來の天皇の官吏、たとえば、ただいま委員長から言われました、排撃されなければならぬところの天皇の天降式的な官僚機構が、そのまま法律によつて強化されておるといふ点が、人事委員会の制度について見られると思つてあります。

その次に、本法案におけるところの官吏に対する考え方であり、官吏が労働者としての、労働階級としての階級意識をもつことを抑えている。官吏は普通の労働者と違ふといふ意識をもたれる点が、多分にこの法案によつて示されておるのであります。すな

わち、官吏は特に義務に忠実でなければならぬ。あるいは秘密を保持しなければならぬ。あるいは官吏としての宣誓をしなければならない。あるいは恩給の制度がある。われ／＼は、こうした義務づけをするならば、この義務の代償として、彼等の生活を保障するどういふことがこの法文の中に規定されているかというところを見なければならぬのであります。

そこで、この給與規則の面へきま

すと、これは全部給與規則によつて決定するということになつておつて、一言も法律によつて確固たる官吏の生活の保障が立法されておらないのであります。もし、法律によつて彼らにかかる嚴重なる義務を負わせるならば、彼らの生活の面も、十分これを保障してやらなければならぬ。そうでなければ片手落ちだ。從來の官吏が、何ゆえに良心的な仕事ができなかつたか。これは皆さん十分御存じだと思つたのであります。法律によつて官僚機構を強化することによつて、公務員の能率が上がるものでもなく、民主的な事務が行われるものでもない。彼らの生活の保障——安心して自分の仕事に専心できるような生活の保障こそが大事なのであります。

官吏に求めるものは、官吏に対して公僕としての概念を強めること、人民に対して人民の官吏だということを十分意識させること、もう一つは、彼ら

の生活を保障してやること、この二つだけで十分なのであります。今さら天皇制の官僚機構を強化するような公務員法を設けることによつて、民主的な官僚制度が確立されるものではないのであります。各政党に、官僚統制に対する反対を、口を開くたびに称えている議員の方があるならば、この國家公務員法、從來の官僚制を法律によつて強化しようというこの立法に対しては、断じて反対すべきものと私は信ずるのであります。

その次に、國家公務員法と政党との關係であります。この國家公務員法と政党との關係が嚴重に禁止されておる。政党活動が嚴重に禁止されておる。一例を申しますと、たとえば、政党の役員である者は官吏になれないとか、あるいは政党の寄附行為については官吏は一切関與してはならないとか、あるいは新憲法施行後の暴力的な意圖をもつておる政党に關係してはならないとか、こういう不明瞭な規定によつて、政党と官吏との行爲を嚴重に區別しておるのであります。

しかるに、公務員も労働者であります。労働者が自己の経済的、政治的な要求を充すためには、政治的な活動の自由を保障されるのは當然であります。官吏も人間なのであります。人間である以上、彼らの政治的な意思発表を十分に伸暢する方法を開いてやるのが當然であります。われ／＼は、官

吏と政党との關係を峻別し、これを嚴禁しておるところの本法案に対しては、この点についても反対するものではありません。

その次に、公務員法においては、労働組合活動については一言も述べていない。また労働協約あるいは団体交渉の確立のことについても、一言も述べておらないのであります。すなわち、任免とか、あるいは給與とか、あるいは服務の点とか、あるいは勤勞の点とか、こういうような重要な点

は、全部これを団体協約に任せる。彼らが競争後目ざめてきた階級意識と、彼らの苦しい闘いによつてかちえたところの現在の彼らの地位を十分に保障してやる、すなわち、労働組合の活動と彼らの団体交渉権を確保してやることこそが、あの暗い、卑屈であつたところの官吏の職場を明るくしてやるのであります。

皆さん十分御存じの通り、あの日本の官吏が、殊に下級官吏が、いかに卑屈な暗い職場をもつていたか。もし、この法律によつて現状を維持するならば、彼らの生活はますます暗澹たるものになるのであります。しかるに、彼らのあの暗い職場、あの卑屈な官吏を人間らしい人間にするためには、團結権と彼らの生活権を確保してやるよりほかに途はないのであります。もし皆さんが人間であり、かつ温かい血と肉をもつておる人間であるならば、こ

した暗い卑屈な職場をもつていたところの官吏に対して、絶大なる皆さの同情において、こうした法律によつて一方的に義務だけは確保するけれども、義務に対する保障をなんら規定していないような國家公務員法に対しては、断じて反対すべきものと思つたのであります。かかる点によりまして、私は國家公務員法に対して反対を表明するものであります。以上をもつて、私の意見を終りいたします。

○副議長(田中萬壽君) これにて討論は終局いたしました。

兩案を一括して採決いたします。兩案の委員長報告は、いずれも修正であります。兩案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(田中萬壽君) 起立多数。よつて兩案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

大会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

出席國務大臣

外務大臣 芦田 均君

司法大臣 鈴木 義男君

厚生大臣 二松 定吉君

國務大臣 齋藤 隆夫君

出席政府委員

法政局長官 佐藤 達夫君

總理國務官 前田 克己君  
内務政務次官 淺井 清君  
大藏政務次官 長野 長廣君  
小坂善太郎君

(第四十一号参照)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨

本案は、日本國憲法の施行に伴い、その制定の趣旨に適合するよう、刑法の一部を改正する必要があると提出せられたものである。

その要旨は次の通りである。

第一に、皇室に対する罪を削除したことである。その理由は、日本國憲法において、天皇は、日本國の象徴たる特別の地位を有せられるのであるが、他面これらの地位と矛盾しない範圍において、一般國民と平等な個人としての立場をも有せられる。故にこの限りにおいて、法律上異つた取扱をすることは、日本國憲法の趣旨に合致しないとの思想に基づいている。要するに、個人の尊嚴、國民平等の原則に立脚して、皇室に対する特別罪の規定を削除したのである。唯、天皇及び親近の皇族に対する名誉毀損罪については、その地位に鑑み、告訴を期待し得られないから、内閣總理大臣が代つて、告訴権を行うことになり、又、外國の元首、使節に対する暴行、脅迫の罪の

規定についても、同一の趣旨より、これを削除し、外國の代表者が告訴するといふ改正が加えられている。

第二に、戦争放棄の宣言により、戦争の発生と軍備の存在を前提とする現行外患罪の規定を全面的に改め、外國よりの武力侵略に関する規定とし、更に國際主義の原則に従い、刑罰法規の場所に関する効力と裁判權とに関する規定について、若干の改正をしてゐる。即ち、被害法益が日本人に屬する場合の外國人の國外犯について日本刑法の適用を除外し、又外國において確定裁判を受け、且つ刑の全部又は一部を終了した犯人について、再度処罰による刑の執行は、必ずこれを減免すべきものとなっている。

第三に、人権侵害の事例に鑑み、公務員の職權濫用罪について、その刑を全面的に引上げると共に、一般の暴行、脅迫についても、その刑を夫々引上げ、且つ暴行罪は、これを非親告罪と改め、以て暴力否定の精神を明らかにし、廣く國民の自由權を保障してゐる。なお、又、個人の生命と、社会生活上の重要な權益たる名誉とを更に厚く擁護するため、重大なる過失に因る致死傷を業務上過失致死と同列に罰し、又、名誉毀損罪において、その刑を引上げている。

第四に、男女平等、夫婦同權の思想に基き、現行姦通罪の規定を廢止し、姦通問題の解決を、家庭の道義と夫婦の愛情とに委ねてゐる。

第五に、現行安寧秩序に関する罪は、思想戰、經濟戰の如き、思想的背景に利用され易く、而も、その規定は、概括的にして、運用により言論抑圧の具となる虞ありとの理由により、これを削除してゐる。又終戦後の社会風潮に鑑み、健全なる風俗を維持するため、公然猥褻罪及び猥褻物に関する罪について、その刑を引上げてゐる。

第六に、名誉の保護と言論の自由とは、等しく憲法により、保障せられてゐるが、兩者は屢々衝突する場合があるので、その調和を図つてゐる。即ち、公正なる批判の自由は、社会の進運に裨益すること多大であるから、公益性を有し、且つ事實証明のできる名誉侵害行為はこれを犯罪としない規定を設けてゐる。同様の趣旨に基き名誉毀損については、公益性を重んずる見地から、公訴未提起の犯罪についての特例を設けてゐるが、更に、公務員及び公選による候補者については、その重要な地位と責任とに鑑み、十分なる公衆批判に堪えて當選又は、任命される資格を要求してゐる。なお、事實の摘示を伴はざる侮辱については、刑罰を以て臨むは酷ならずやとの懸念より侮辱罪を廢止してゐる。

第七に、刑事政策の観点より、刑罰の無用な弊害及び刑の不利益な効果が生ずる不合理的な規定を正すため、執行猶予の範圍を拡張し、又前科抹消の道を開いてゐる。

第八に、刑事手続の観点からの改正がある。即ち、人権の尊重と迅速な審判の要請とに基き、一罪であつた連續犯を數罪の形に戻し、又憲法第三十九條の精神に基き、累犯加重決定を廢止してゐる。又、捜査の迅速と裁判の公正に、國民の協力を求めるため、犯人藏匿証憑滅減に親族が関與した場合にもこれを罰する建前とし、情狀により刑を免除できることとしてゐる。

### 三、本案の特色

本法案の特色とする点は次の通りである。

第一に、皇室に対する罪を削除したことである。その理由は、國民は總て法の前に平等である。天皇は日本國の象徵たる特別の地位を有せられるが、又一般國民の中に生ぜられ、國民の中に渾然として、一体をなしておられるから、天皇は、御一身として、一般國民と同様な個人の地位をもせられる。この限りにおいて天皇が特別に法的に異つた特別取扱を受けられることは、新憲法の趣旨に合致しないといふことである。然らば、皇室に対する罪を削除し

たことによつて、皇室に対する刑法上の保護規定に欠けるところがないであらうか、この点は、國民多年の傳統的な皇室尊崇心からみて重大であるから、刑法規定上慎重に考慮された。即ち、根本において、國民の傳統的皇室尊崇の念は、この規定の削除によつて、動搖するものではないとの確信がもてるようになった。そこで刑法上の保護規定としては、特に内閣總理大臣の告訴を創設して、天皇及び皇族の名誉毀損を保護するようにと圖つたのである。

この告訴は、天皇御一身の個人たる地位を含めて、天皇の日本國の象徵たる特別地位につき、名誉毀損がなされた場合に、内閣總理大臣によつて代行されるのである。

次に、外國の元首や使節に対する暴行、脅迫罪の削除は、一應は、國際間の友誼に悖り、外交上の礼讓に反するに思はれる。然し外國代表者が告訴をなすことによつて、名誉毀損に対する保護もできることと認めねばならぬ。蓋し、國內法によつて、充分に外國元首や外交使節を保護することができたらば、外交官の不可侵權の目的は、必要にして充分ではないかと思料するからである。なお、この國交に関する罪の削除及び改正は、皇室に対する罪の削除とその趣旨を同じくするものである。

第二に、外患罪の規定を全面的に改正してゐる。近き將來において、我が國の安全は國際連合に加入して、その安全保障の中に入ると思われる。従つて、國家として戰闘をなすことは有り得ないが、第三國間の戦争によつて、國民個人が、その戦争被害を受ける機会のあることは想像されるところである。

或は又國際警察の如きものが、我が國の防衛に任ずるような場合に、第三國侵害に加担し、これに便益を供する一部の國民の存在を想像しないわけにゆかぬ。外患罪の規定はこれらの場合に、僅にその適用を見るに過ぎないものである。

第三に、公務員の職權濫用罪に対して、その刑を引上げたので、これは國家賠償法と共に、公務員が忠実に國民のため職務を履行する拍車となり、この種犯罪の激減が予想せられる。

その他一般の暴行、脅迫罪、名誉毀損罪、重過失に因る致死傷等に対する刑の引上げは、我が國の文化國家建設の途上において、暴力を否定し、或は又行き過ぎたる言論の自由を是正し、以て、個人の身体、名誉その他の權益を擁護せんとするものである。

第四に、姦通罪の廢止によつて、現下の經濟狀態においては、社会風教上の惡影響が憂慮される。

然し、我が國民傳統的信念として、森通憎惡の風習は、なお牢固たるものがあるので、直に森通の激増は、期待されないと思われる。殊に告訴の取下げをめぐつて、裏面に展開する脅迫、恐喝などの不明朗なる雰囲気は拂拭されるから、森通罪廢止論にも男女両論に優るものと認められる。

第五に、名譽毀損について、事實証明の規定を設けたことは、一面に公正なる言論を尊重し、他面限度を超えたる個人の名譽の侵害を防止することの両存を圖つたもので、これによつて、健全なる社會進展の秩序が作り出されるものと期待される。

第六に、執行猶予の擴張によつて、短期の刑罰の弊害を狭め得るし、又前科抹消の規定の新設は、前科者に光明を與え、その更生に力ある一步を踏み出させるものといえる。

第七に、刑事手續上の改正は、よく人權を尊重し、且つ公正なる審判と迅速なる捜査とに有効適切である。

### 三、議案の修正議決理由

刑法全般に亘つての改正は、万般の準備をなし、時期の到來を待つて、これに着手すべきは多言を要しない。

本案は、日本國憲法の要請に従い、且つ諸般の事情より、最小限度

において、急速に必要な改正として立案されたもので、その内容は、概ね、適切妥當なるものと認められる。

従つて若干の規定を除いて、本委員会は原案を可と認め、僅に三点について夫々の理由から修正を試みた。その一は、前科抹消に関する規定において、一律に十年以上の経過を條件とするは不適當であり、なるべく短縮が望まれるので、罰金以下については、五年の経過を以て足るとした。その二は、侮辱罪については、積極的に廢止の理由を認めないからこれを存置し、その三は、原案附則において、政令に委ねている本法施行期日は、これを本案に明記するが妥當なりと認め、本案は別紙の如く修正議決した次第である。

昭和二十二年十月四日

司法委員長 松永 義雄

衆議院議長松岡剛吉殿

### 〔別紙〕

刑法の一部を次のように改正する。

目次中第六章 時効を「第六章 刑ノ時効及ヒ刑ノ消滅」に、「第一章 皇室ニ對スル罪」を「第一章 刑除に改め、第七章ノ二 安寧秩序ニ對スル罪」を削る。

第一條第一項中「帝國内」を「日本國內」に、同條第二項中「帝國外」を

「日本國外」に、「帝國船舶」を「日本船舶」に改める。

第二條中「帝國外」を「日本國外」に、同條第三号中「乃至第八十九條」を、「第八十二條、第八十七條及ヒ第八十八條」に改め、同條第一号を次のように改める。

### 一 削除

第三條第一項中「帝國外」を「日本國外」に、「帝國臣民」を「日本國民」に改め、同條第二項を削る。

第四條中「帝國外」を「日本國外」に、「帝國ノ」を「日本國ノ」に改める。

第五條中「免除スルコトヲ得」を「免除ス」に改める。

第二十條中「前條」を「第十九條」に改める。

第二十五條中「二年以下ノ懲役又ハ禁錮」を「三年以下ノ懲役又ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金」に改める。

第二十六條に次の一項を加える。

猶豫ノ期間内更に罪ヲ犯シ罰金ニ處セラレタルトキハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スコトヲ得

「第六章 時効」を「第六章 刑ノ時効及ヒ刑ノ消滅」に改める。

第一編第六章中第三十四條の次に次の一條を加える。

第三十四條ノ二 ●刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ處セラレタルコトヲシテ十年ヲ經過シタルトキハ刑

ノ言渡ハ其效力ヲ失フ

●執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其罰金以上ノ刑ニ處セラレタルコトヲシテ五年ヲ經過シタルトキハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スコトヲ得

●執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ處セラレタルコトヲシテ十年ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フ

第五十五條 削除

第五十八條 削除

「第一章 皇室ニ對スル罪」を「第一章 刑除に改める。

第七十三條乃至第七十六條 削除

第八十一條 外國ニ通謀シテ日本國ニ對シ武力ヲ行使スルニ至ラシメタル者ハ死刑ニ處ス

第八十二條 日本國ニ對シ外國ヨリ武力ノ行使アリタルトキ之ニ與シテ其軍務ニ服シ其他之ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘタル者ハ死刑又ハ無期若クハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第八十三條乃至第八十六條 削除

第八十七條中「前六條」を「第八十一條及ヒ第八十二條」に改める。

第八十八條中「乃至第八十六條」を「及ヒ第八十二條」に改める。

第八十九條 削除

第九十條及ヒ第九十一條 削除

第五十五條中「之ヲ罰セス」を「其刑ヲ免除スルコトヲ得」に改める。

「第七章ノ二 安寧秩序ニ對スル罪」

及び第五百五條ノ二乃至第五百五條ノ四を削る。

第三百三十一條 削除

第三百三十二條中「本章」を「第三百三十一條」に改める。

第三百七十四條中「科料」を「六月以下ノ懲役若クハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料」に改める。

第三百七十五條中「五百圓以下ノ罰金又ハ」を「二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金若クハ」に改める。

第三百八十三條 削除

第三百九十三條中「六月以下」を「二年以下」に改める。

第三百九十四條中「七年以下」を「十年以下」に改める。

第三百九十五條第一項中「三年以下」を「七年以下」に改める。

第二百八十八條第一項中「一年以下」を「二年以下」に、「五十圓以下」を「五百圓以下」に改め、同條第二項を削る。

第二百九十一條に後段として次のように加える。

重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタル者亦同シ

第二百二十二條第一項中「一年以下」を「二年以下」に、「百圓以下」を「五百圓以下」に改める。

第二百二十六條中「帝國外」を「日本國外」に改める。

第二百三十條第一項中「一年以下」を「三年以下」に、「五百圓以下」を

「千圓以下」に改める。

第二百三十條ノ二 前條第一項ノ行爲公共ノ利害ニ關スル事實ニ係リ其目的專ラ公益ヲ圖ルニ出デタルモノト認ムルトキハ事實ノ眞否ヲ判斷シ眞實ナルコトノ證明アリタルトキハ之ヲ罰セス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ未タ公訴ノ提起セラレサル人ノ犯罪行爲ニ關スル事實ハ之ヲ公共ノ利害ニ關スル事實ト看做ス

前條第一項ノ行爲公務員又ハ公選ニ依ル公務員ノ候補者ニ關スル事實ニ係ルトキハ事實ノ眞否ヲ判斷シ眞實ナルコトノ證明アリタルトキハ之ヲ罰セス

第二百三十一條 前條  
第二百三十二條中「本章」を「第二」百三十條に改め、同條に次の一項を加える。

告訴ヲ爲スコトヲ得可キ者カ天皇、皇后、太皇太后、皇太后又ハ皇嗣ナルトキハ内閣總理大臣、外國ノ君主又ハ大統領ナルトキハ其國ノ代表者代リテ之ヲ行フ

第二百四十四條及び第二百五十七條中「又ハ家族」を削る。

附則  
この法律施行の期日は、●公布の日から起算して二十日を経過した日から、之をこれと定める。

第二十六條第二項の改正規定は、施行する。

刑の執行給予の言渡を受けた者がこの法律施行前に更に罪を犯した場合については、これを適用しない。

第三十四條ノ二の改正規定は、この法律施行前に刑の言渡又は刑の免除の言渡を受けた者にもこれを適用する。

この法律施行前の行爲については、刑法第五十五條、第二百八條第二項、第二百十一條後段、第二百四十四條及び第二百五十七條の改正規定にかかわらず、なお従前による。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的  
現在貿易物資等の買入及び賣拂については、自己資本の十億圓と借入金五十億圓との合計額六十億圓を以て運営しているが、八月末現在において貿易資金は僅かに九億三千七百餘万円を残すに過ぎないのに、九月及び十月の同月中において輸出物資の買入等に所要資金が約九十六億五千二百餘万円必要であり、これに充てうる資金の回収額は、同期間における輸入物資の賣拂代金等約四十七億六千五百餘万円に過ぎない状況で、約三十九億五千餘万円の資金不足を來すのである。しかし差し当りの措置としては、貿易資金特別会計法第

二條第二項にある借入金の限度額を引き上げる必要があるであつて、それを多少の余裕を見込み五十億圓としたものである。

二、議案の可決理由  
貿易再開の今日、当面の緊急必要に應ずる措置として政府の意を諒とし、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和二十二年十月十六日  
財政及び金 北村 健太郎  
衆議院議長松岡駒吉殿

【第四十二号参照】  
裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的  
本案は、最高裁判所及び高等裁判所以下各裁判所の発足に當り、先きに、日本國憲法と同時に施行を見た裁判所法その他一連の諸法律中裁判官及びその他裁判所職員に関する規定を検討して、所要の改正を加えようとするものである。

その要旨は次の通りである。  
第一に、特に最高裁判所の機能を充實せしめるため、裁判所調査官の身分に関する裁判所の規定について、從來二級であつたものを一定の員数を限り一級とすることができることとしている。

第二に、最高裁判所の行下級裁判所裁判官の指名が諸般の事情から予想以上に遅れたため、裁判所法施行法に定められているこの指名期間を本年十二月三十一日まで延長している。

第三に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の施行並に経済統制違反の取締強化に伴う措置及び最高裁判所事務局機構の整備拡充などのために、裁判所職員の定員を増加している。

最後に第四として、簡易裁判所の判事に一層の適材を得るため、その報酬について、從來一般の二級官の受ける俸給の範囲内であつたものを一級官の受ける俸給の範囲まで高く擴張している。

二、修正議決の理由  
新憲法下の司法制度の上に發足する裁判所の整備拡充は、健全なる社會の建設に向つて、諸般の事情より急速に要請せられるものであり、本案の内容も又適切妥當と認められるが、唯地方裁判所の判事について、その職務の性質上、且つ一般行政官更と對比し、その待遇を考慮する必要があるため、本案は、別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。  
昭和二十二年十月一日  
司法委員長 松永 義雄  
衆議院議長松岡駒吉殿

【別紙】  
裁判所法の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

第四條 昭和二十二年法律第六十五号の一部を次のように改正する。  
第三條第二項中「及び二級」を削り、同條第四項中「一般の」の下に「一級及び」を加える。

裁判所予備金に関する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的  
本案は、裁判所法の規定に基き、裁判所予備金の管理について規定をする必要から提出せられたものである。

即ち、裁判所法において、裁判所の經費は、独立して、予算に計上し、その經費中には、予備金を設けるべき旨を定めているので、その予備金の管理につき規定するものである。

本案によれば、裁判所の予備金は、最高裁判所長官が、これを管理し、その支出については、最高裁判所の裁判官會議の承認を経なければならぬこととなつてゐる。

二、可決理由  
本案に規定する裁判所予備金の管理並に支出の方式は、極めて適切であると認める。

これが本案を可決すべきものと議決した理由である。

右報告する。  
昭和二十二年十月一日  
司法委員長 松永 義雄  
衆議院議長松岡駒吉殿

定價 一部 一四四十錢

發行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町  
電話 九段五三一 印刷局  
振替東京一九〇〇 圖書課